

建設業をとりまく現状と課題

令和7年1月

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

市毛 俊博

「建設業をとりまく現状と課題」 目次

I. 建設業をとりまく現状

II. 建設業の担い手確保のための「働き方改革」「処遇改善」「生産性向上」等に関する取組

- (1) 働き方改革（改正労働基準法の適用、工期の適正化）
- (2) 処遇改善（賃金・CCUS・社会保険）
- (3) 生産性向上（技術者制度の見直し等）
- (4) 持続可能な事業環境の確保（建設業許可制度の合理化）

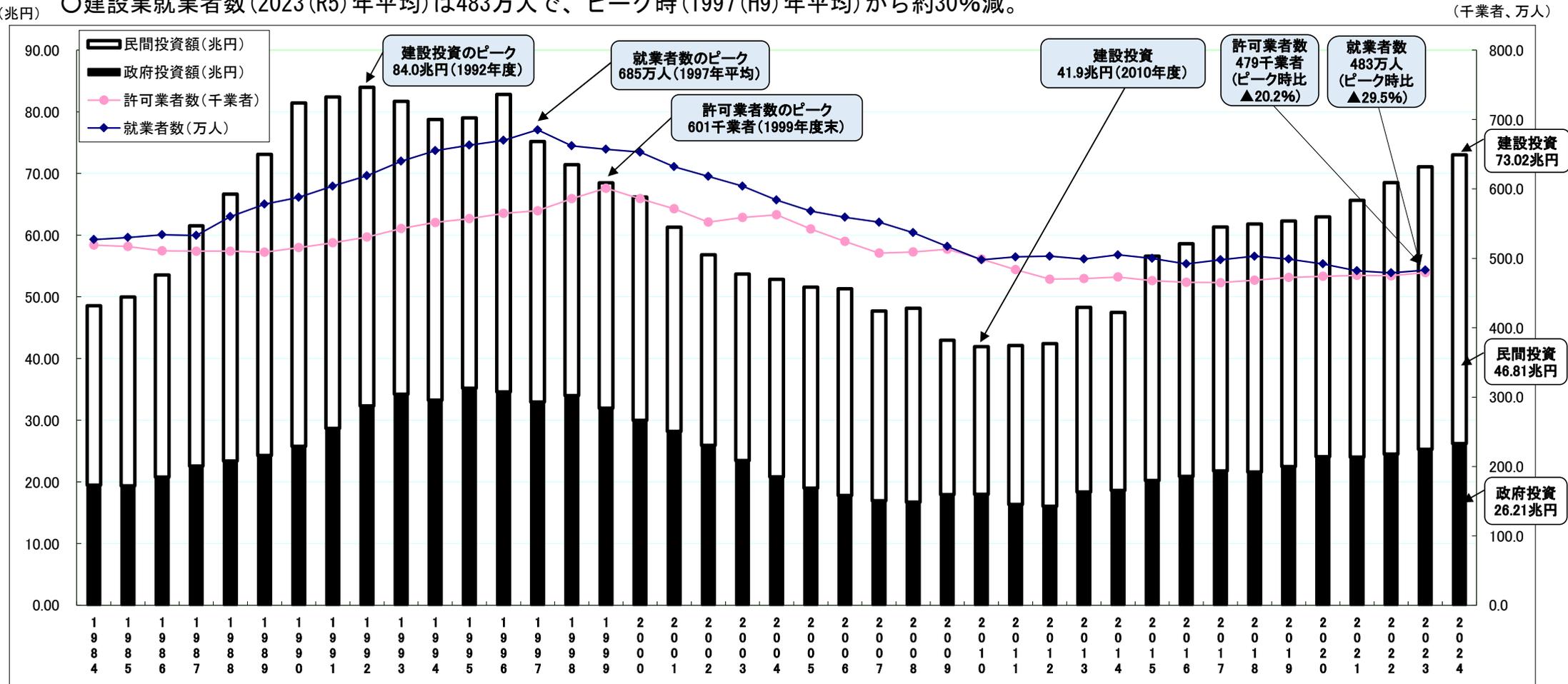
III. 第三次・担い手3法について

- (1) 価格転嫁対策
- (2) 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ
- (3) 公共工物品確法・建設業法・公共工事入契法の一体的改正（令和6年6月）

I . 建設業をとりまく現状

① 建設投資額・許可業者数・就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992(H4)年度：約84兆円から2010(H22)年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2024(R6)年度は約73兆円(建築補修 15兆円含む)となる見通し。
- 建設業者数(2023(R5)年度末)は約48万業者(うち大臣許可約1万業者)で、ピーク時(1999(H11)年度末)から約20%減。
- 建設業就業者数(2023(R5)年平均)は483万人で、ピーク時(1997(H9)年平均)から約30%減。

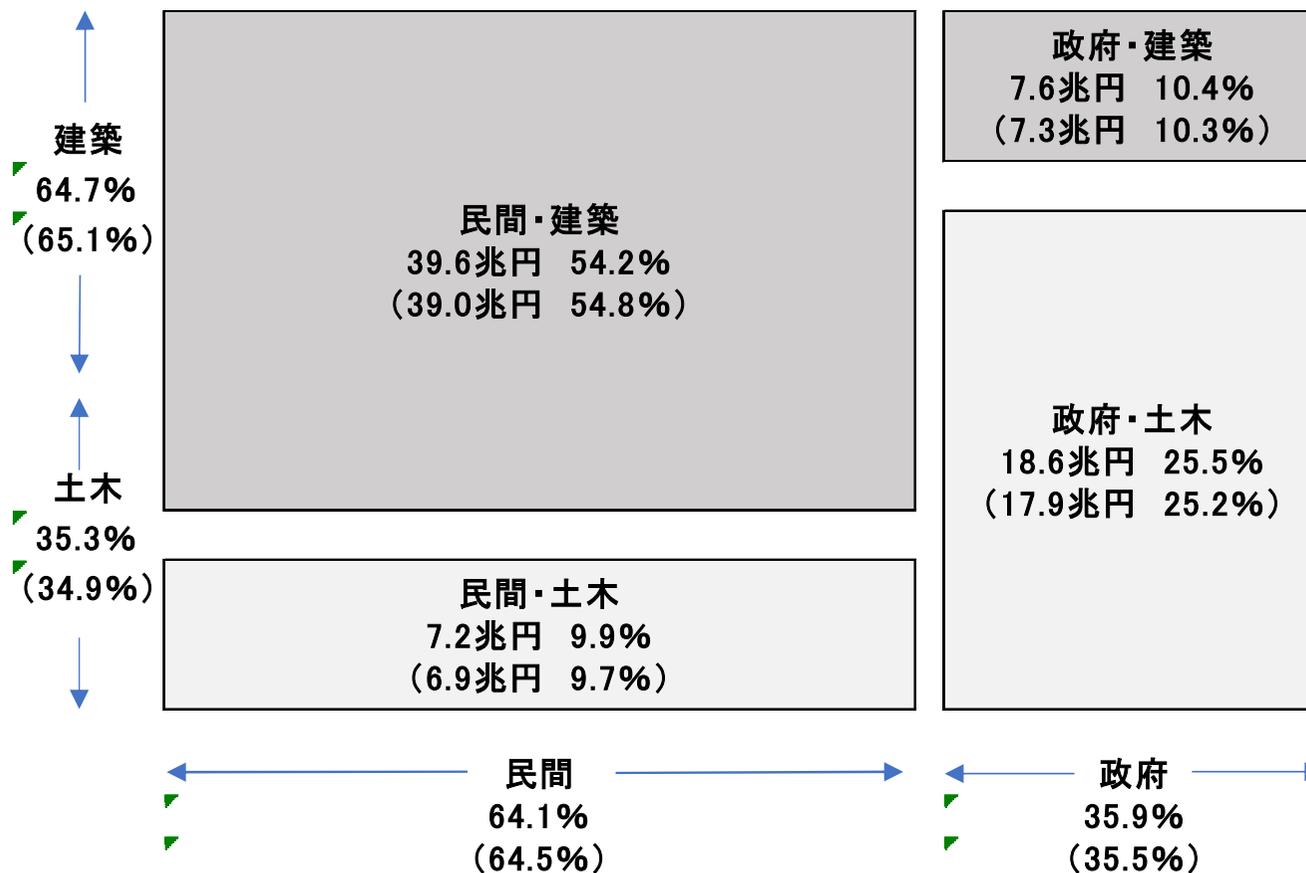


出典：国土交通省「建設投資見通し（令和6年8月）」「建設業許可業者数調査の結果について（令和6年3月末）」、総務省「労働力調査」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

② 建設投資の現状

○ 建設投資は、建築と土木の割合は概ね 6 : 4 となっており、また、政府投資と民間投資の割合は概ね 4 : 6 となっている。

2024年度建設投資額見通し【名目値】: 73.0兆円 (前年度見込み71.1兆円)

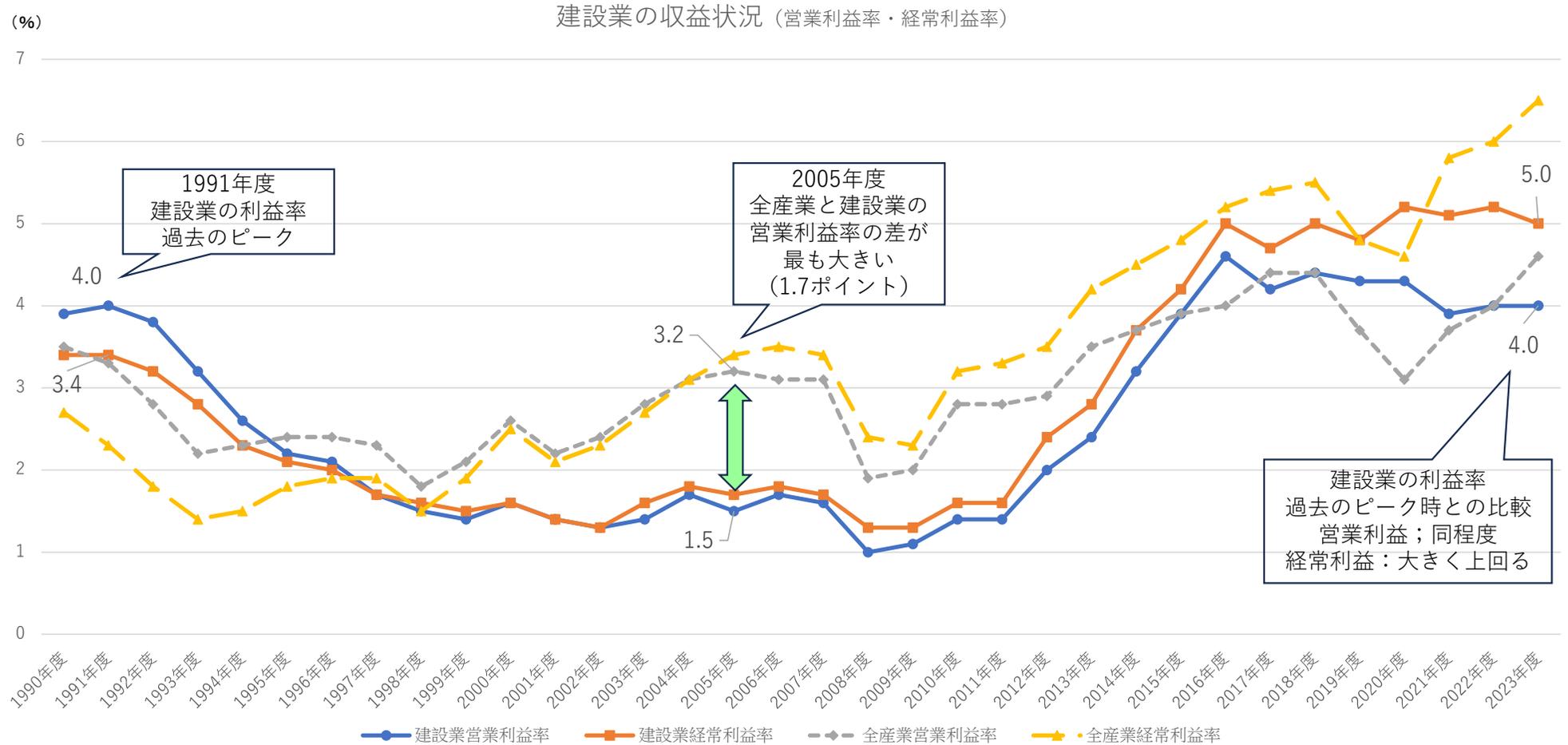


※()は前年度の数値

出典: 国土交通省「建設投資見通し(令和6年8月)」をもとに(公財)建設業適正取引推進機構にて作成

③ 建設業の収益状況

- 建設業の収益状況を営業利益率と経常利益率で見ると、2023（R5）年度は営業利益率が4.0%、経常利益率は5.0%である。
- 過去のピーク時（1991年度：営業利益率4.0%、経常利益率3.4%）と比較すると、ここ数年の営業利益は同程度、経常利益は大きく上回る水準で推移している。

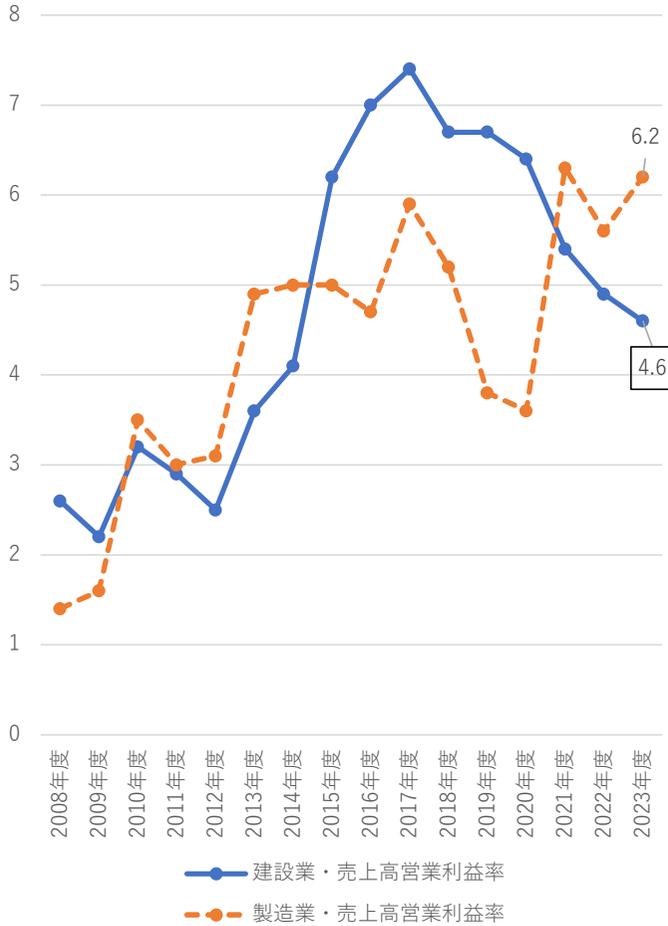


出典：財務省「法人企業統計」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

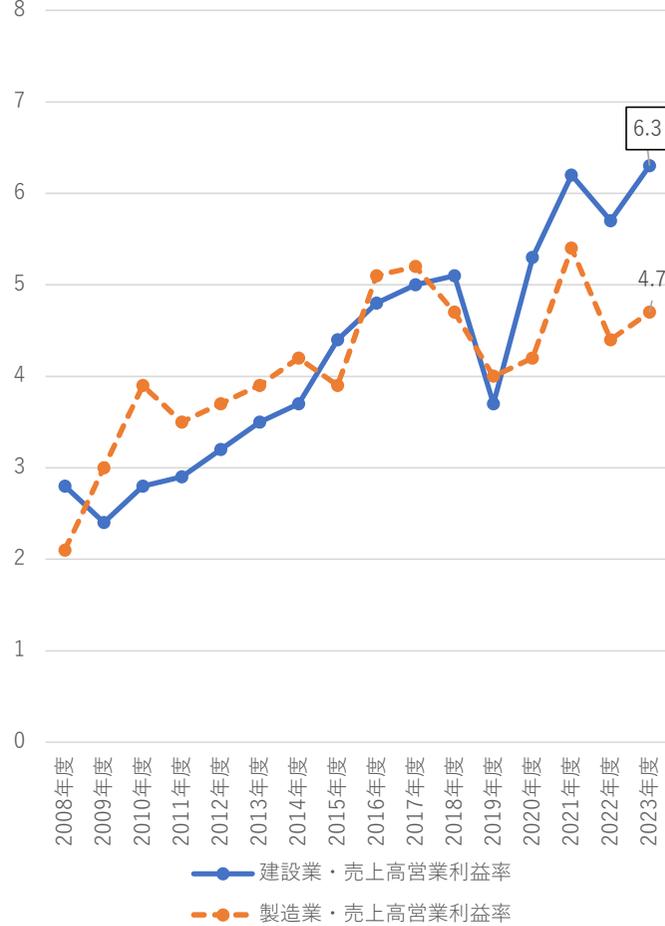
④ 建設業の企業規模別の収益状況

○ 企業規模別の収益状況について、中堅企業、中小企業は改善傾向にあるものの、大企業は減少傾向にある。

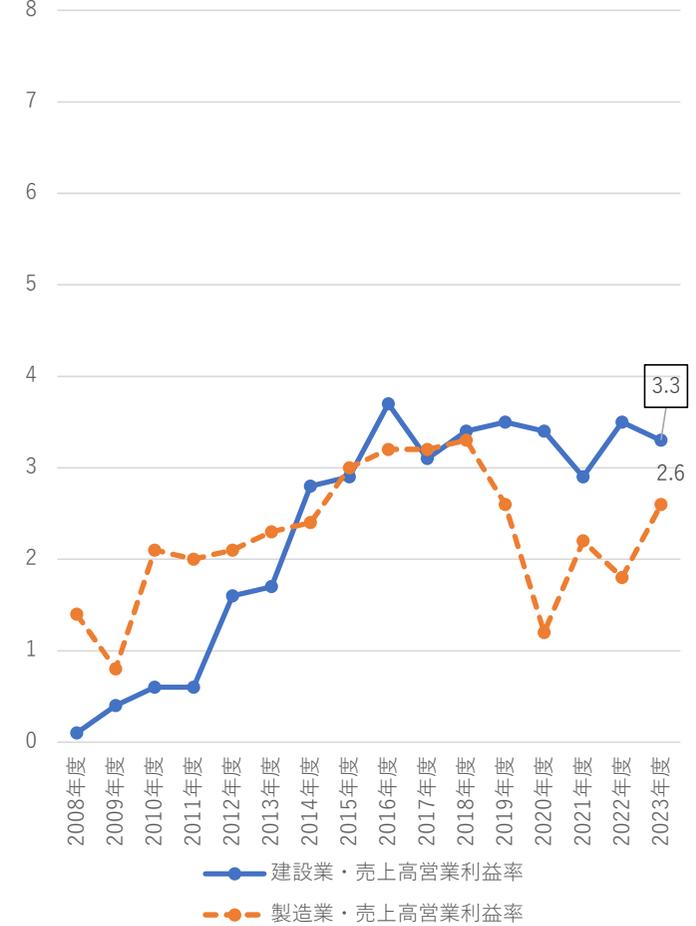
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)

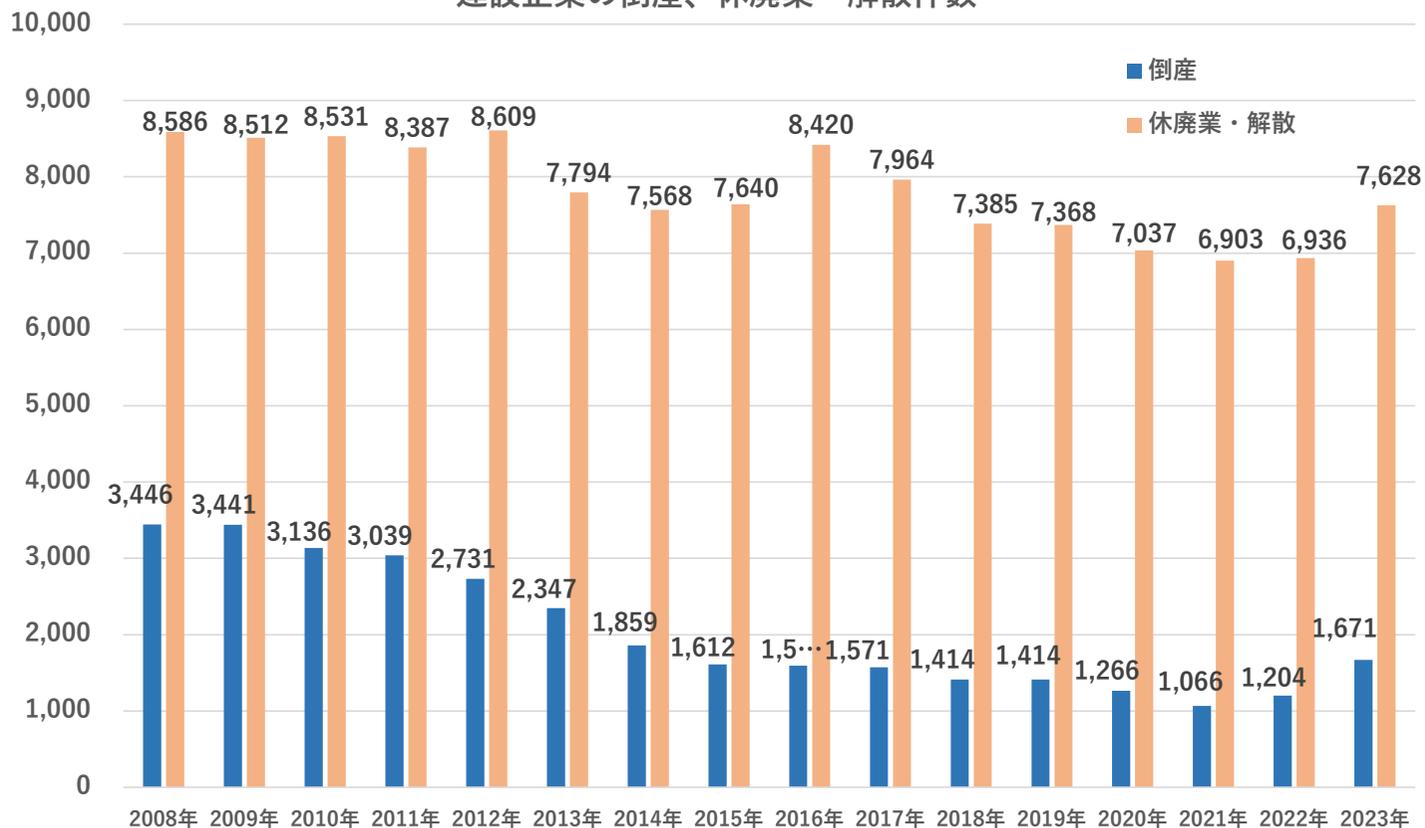


出典：財務省「法人企業統計」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

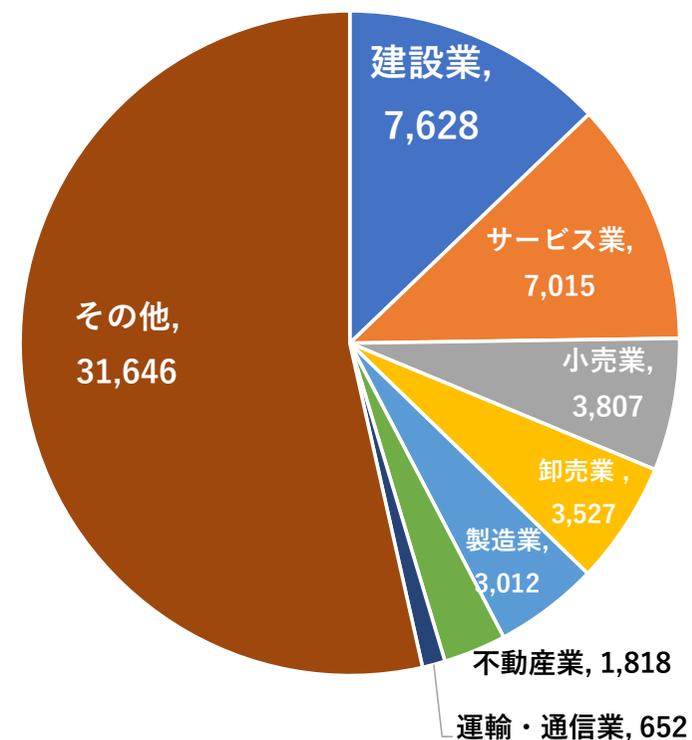
⑤ 建設企業の倒産、休廃業、解散の動向

- 建設企業の倒産件数は、長らく減少傾向にあったが、2022年から増加に転じ、2023年は1,671件（前年比+38.8%）であった。
- 休廃業・解散は、近年は減少傾向にあったが、2022年から増加に転じ、2023年は7,628件（前年比+10.0%）であった。

建設企業の倒産、休廃業・解散件数



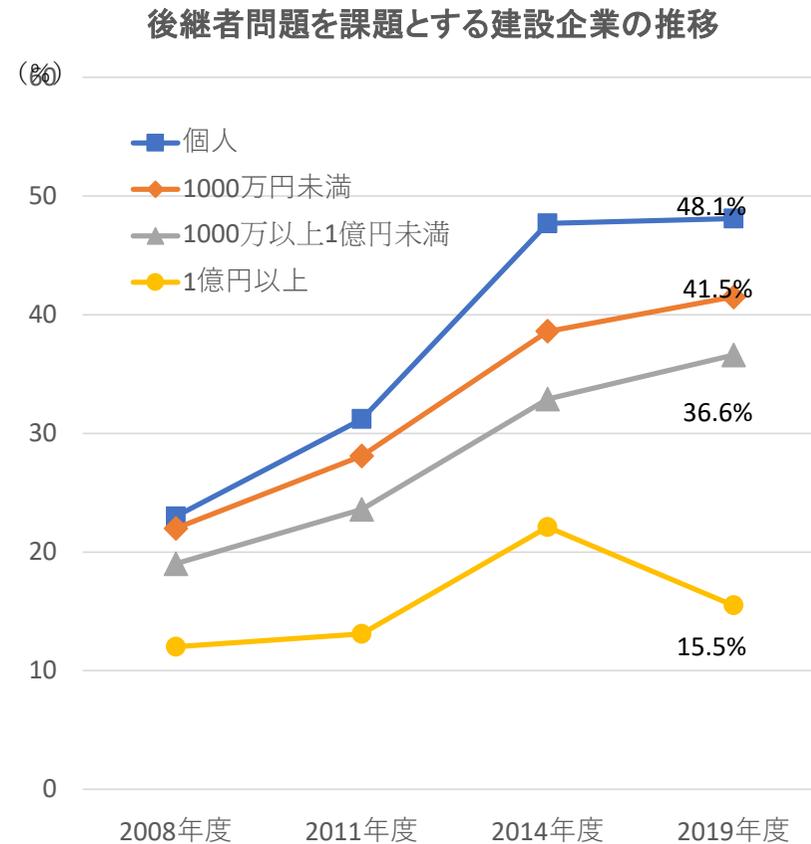
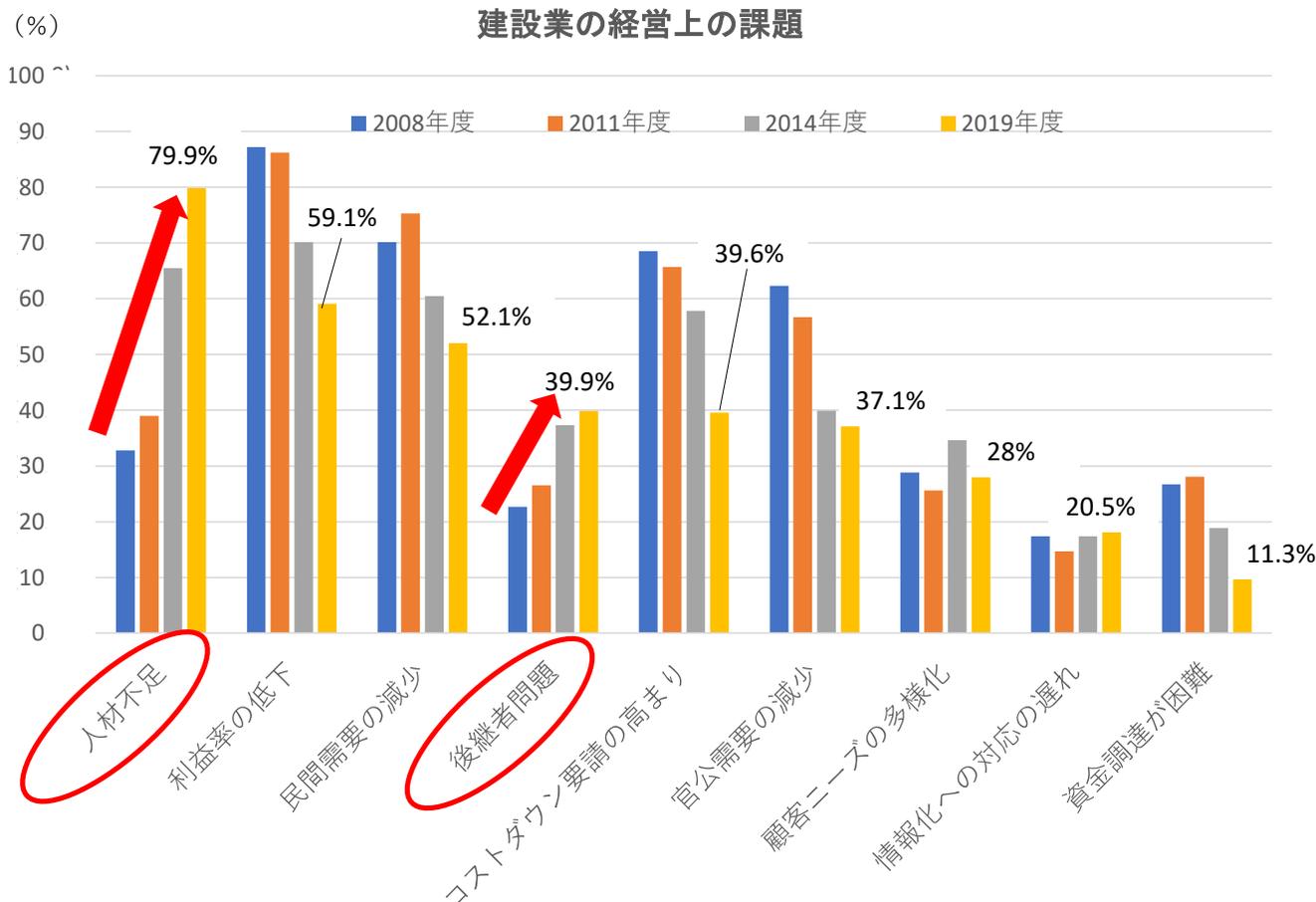
休廃業・解散を行った業種別企業数
(2023年)



出典：帝国データバンク「全国企業倒産集計」、「全国企業「休廃業・解散」動向調査」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

⑥ 建設企業の経営上の課題

- 利益率やコストダウン要請に関する課題は改善傾向がみられる一方、人手不足や後継者問題を課題と認識する企業の割合が高まっている。
- 特に、小規模な建設企業ほど、後継者問題を課題と認識している割合が高い。

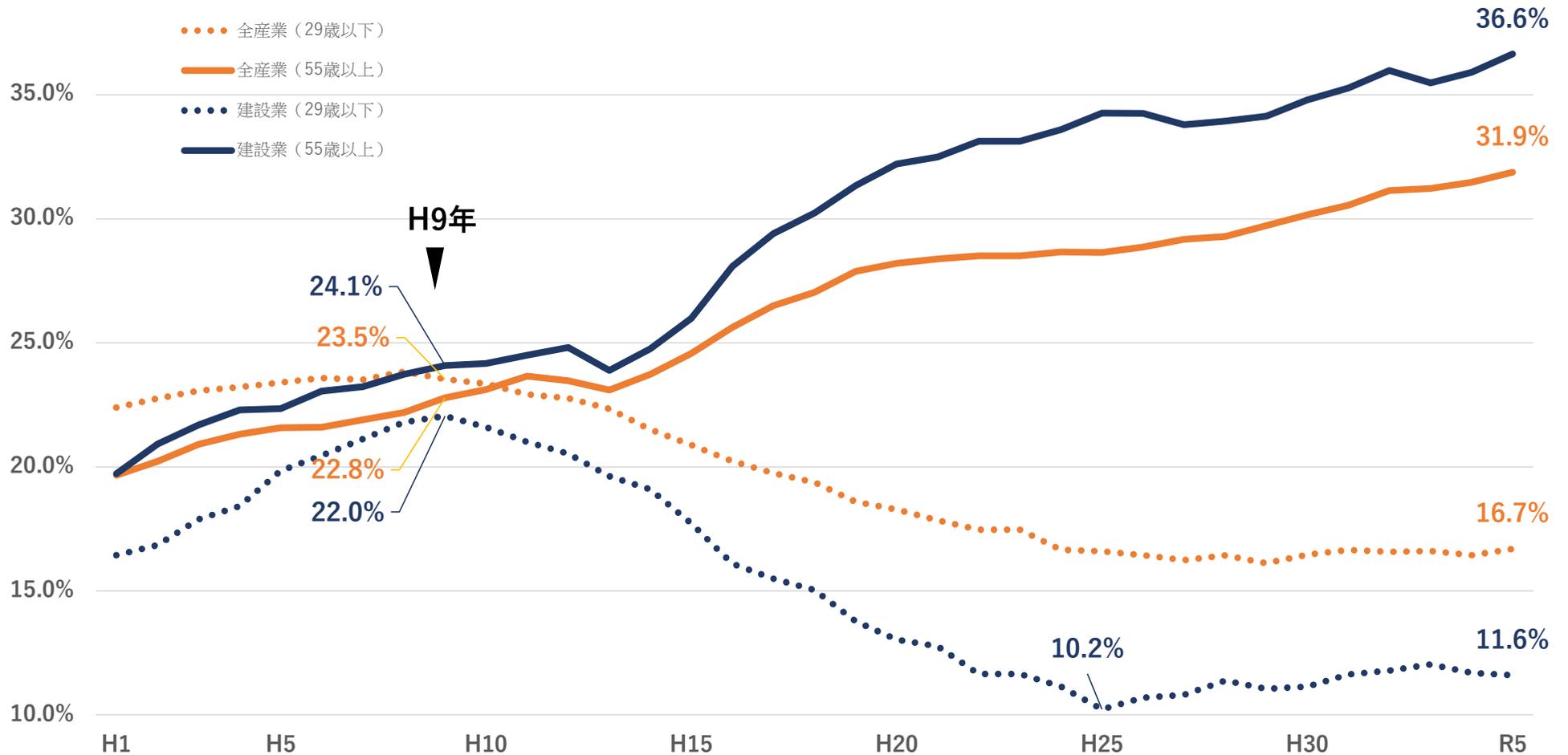


※有効回答数は183,312社（2008年度）、172,909社（2011年度）、171,545社（2014年度）、147,750社（2019年度）

出典：国土交通省資料「建設業構造実態調査」（2008年度は「建設業構造基本調査」）をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

⑦ 建設就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



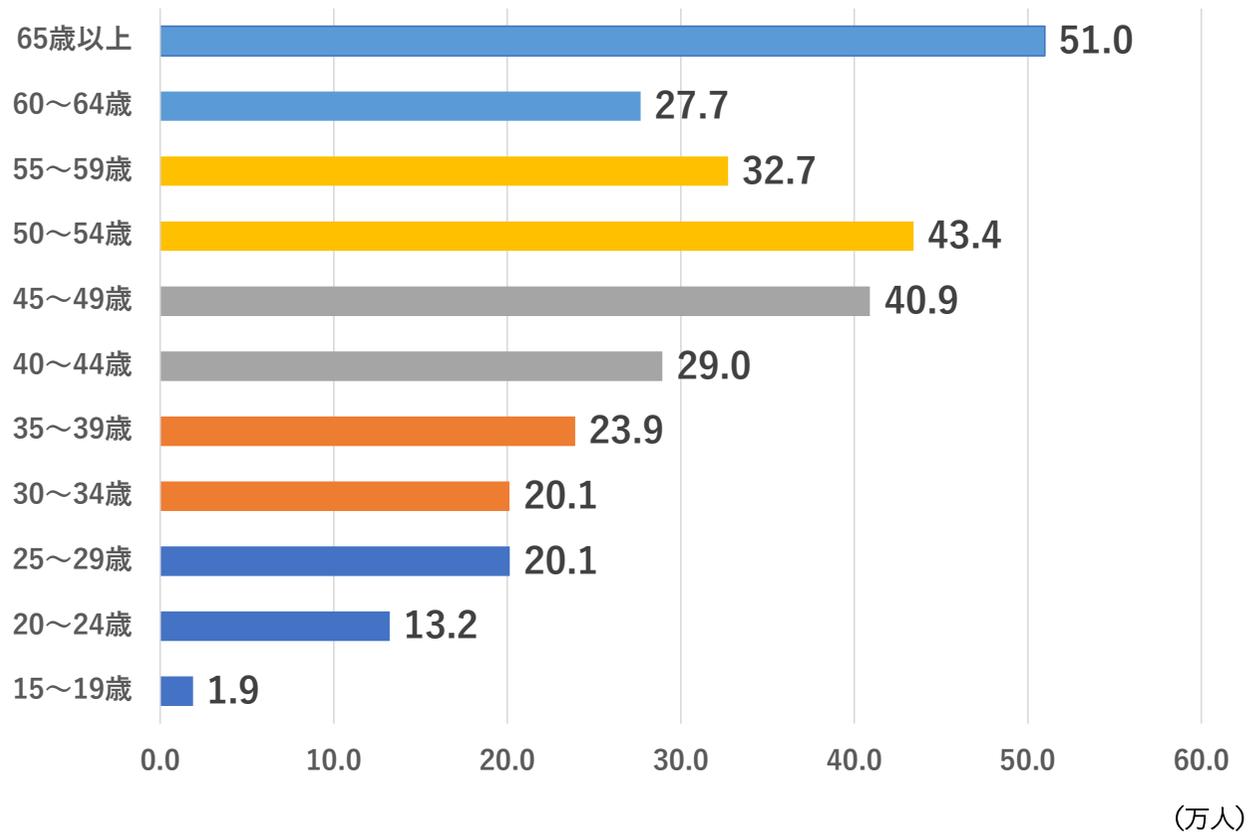
※H23については、東日本大震災の影響によるデータの不足があるためH22のデータを代入。

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

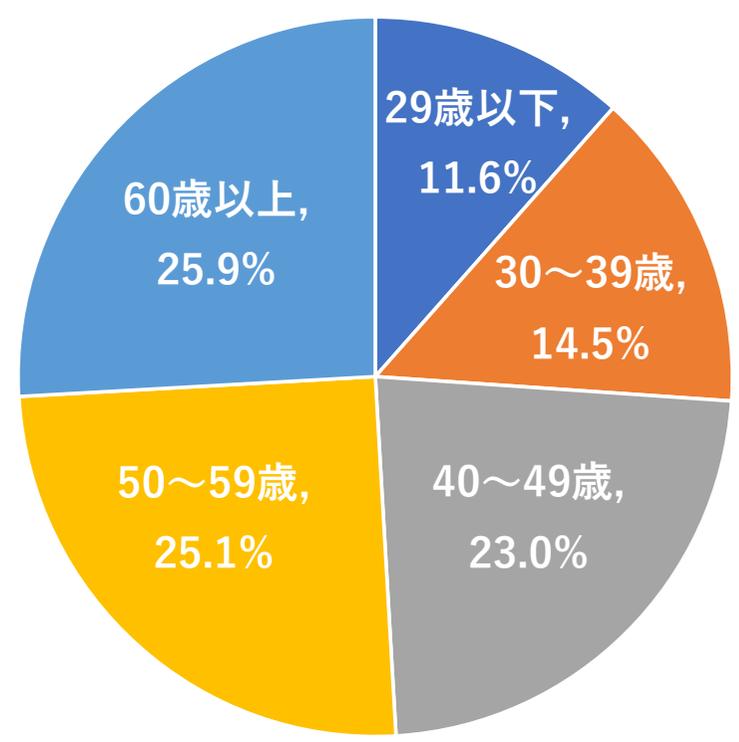
⑧ 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

年齢階層別の建設技能者数（令和5年平均）



年齢階層別の建設技能者数の割合（令和5年平均）



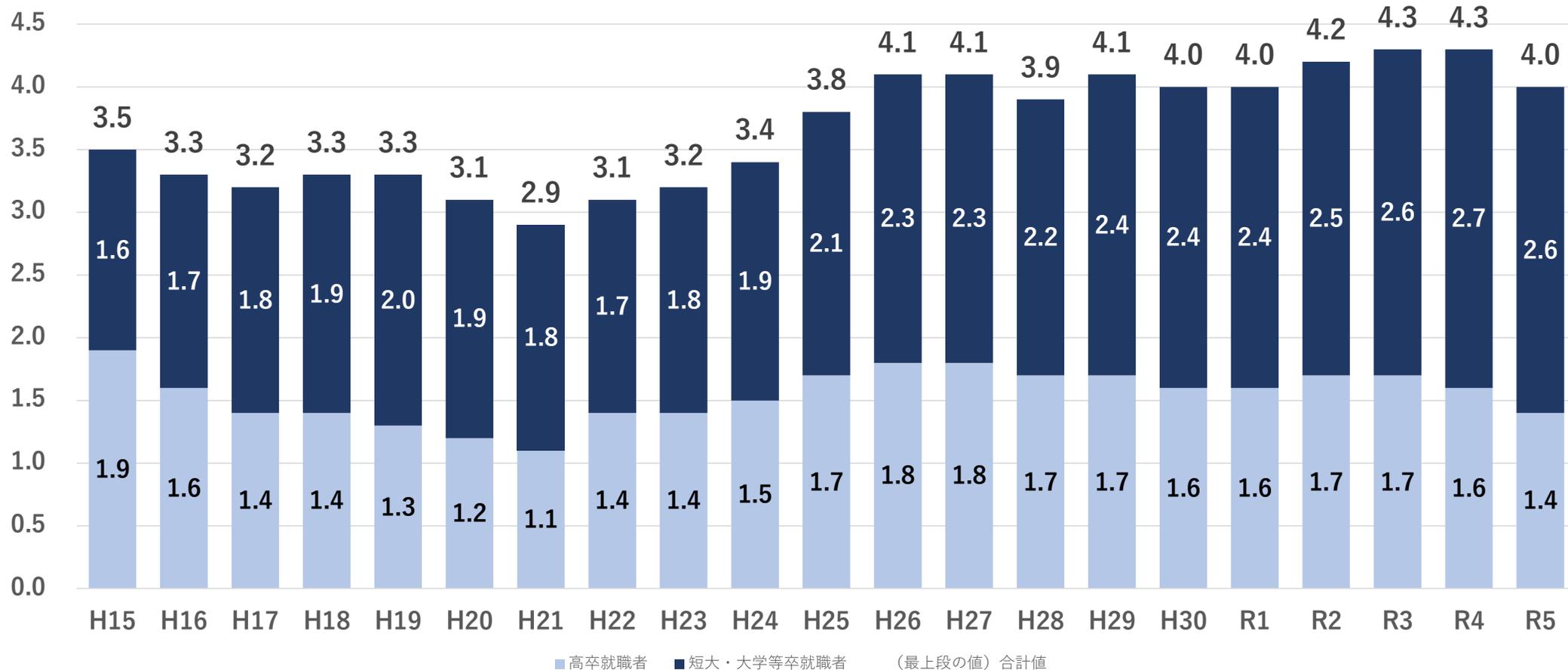
出典：総務省「労働力調査」（令和5年平均）をもとに（公財）建設業適正取引推進機構で算出

⑨ 新規学卒者の建設業への就職状況

- 新規学卒者の建設業への就職者数は、平成15年から平成21年は大幅に減少し3万人を切った時期もあったが、最近は回復基調にあり4万人台を維持している。
- 令和5年3月新規学卒者は、前年に比べ、高卒就職者、短大・大学等卒就職者数ともに減少した。

(万人)

新規学卒者の建設業への就職者

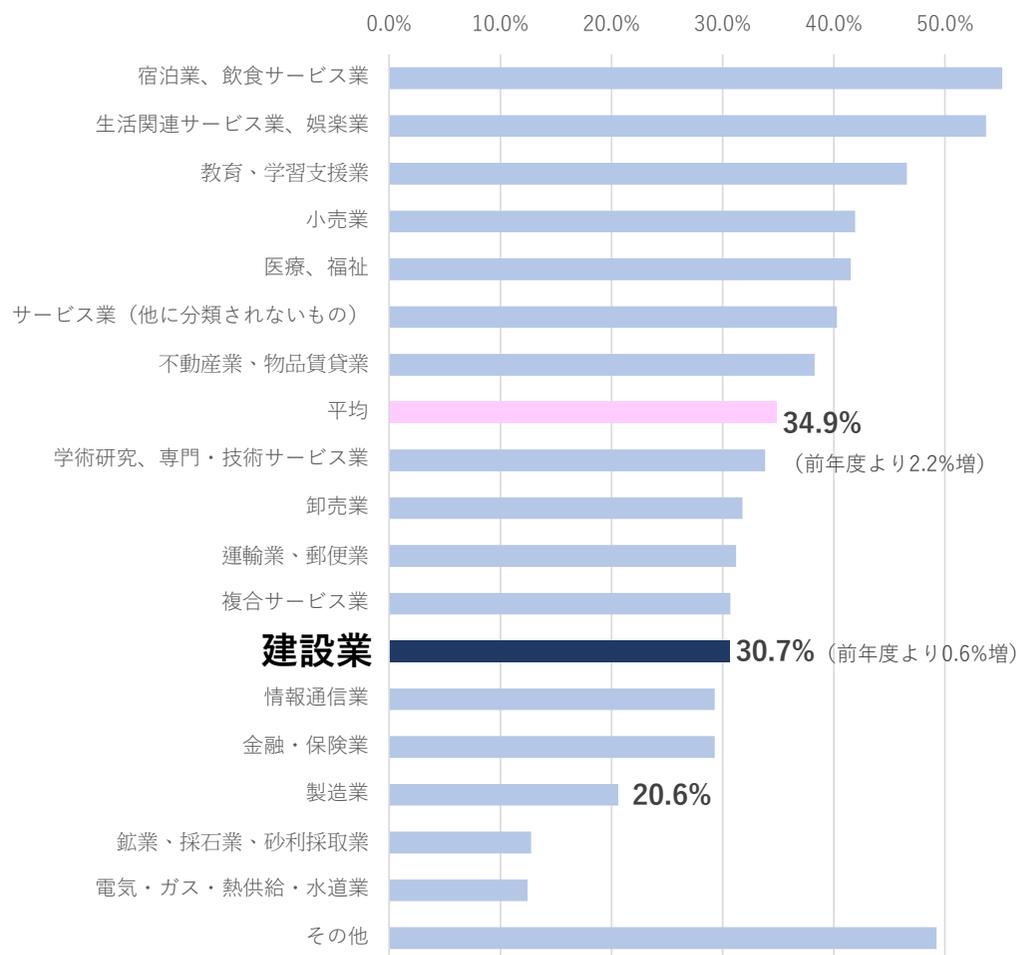


出典：文部科学省「学校基本調査」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

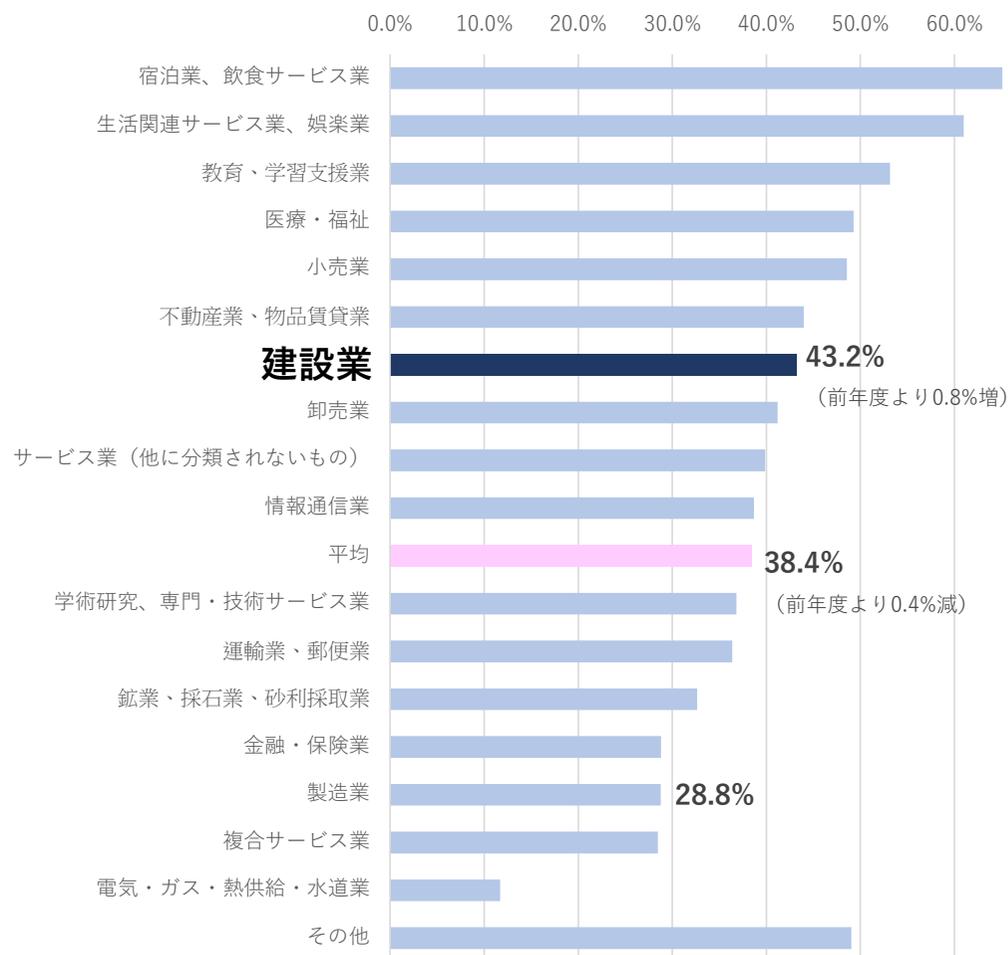
⑩ 新規学卒者の3年以内離職率

○ 新規学卒者で建設業に就職した者のうち、特に高校を卒業して建設業に就職した者の離職率が高い。

令和3年3月 **新規大卒就職者**の就職後3年以内離職率



令和3年3月 **新規高卒就職者**の就職後3年以内離職率



出典：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況」をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

⑪ 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9~H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・探掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・探掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・探掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

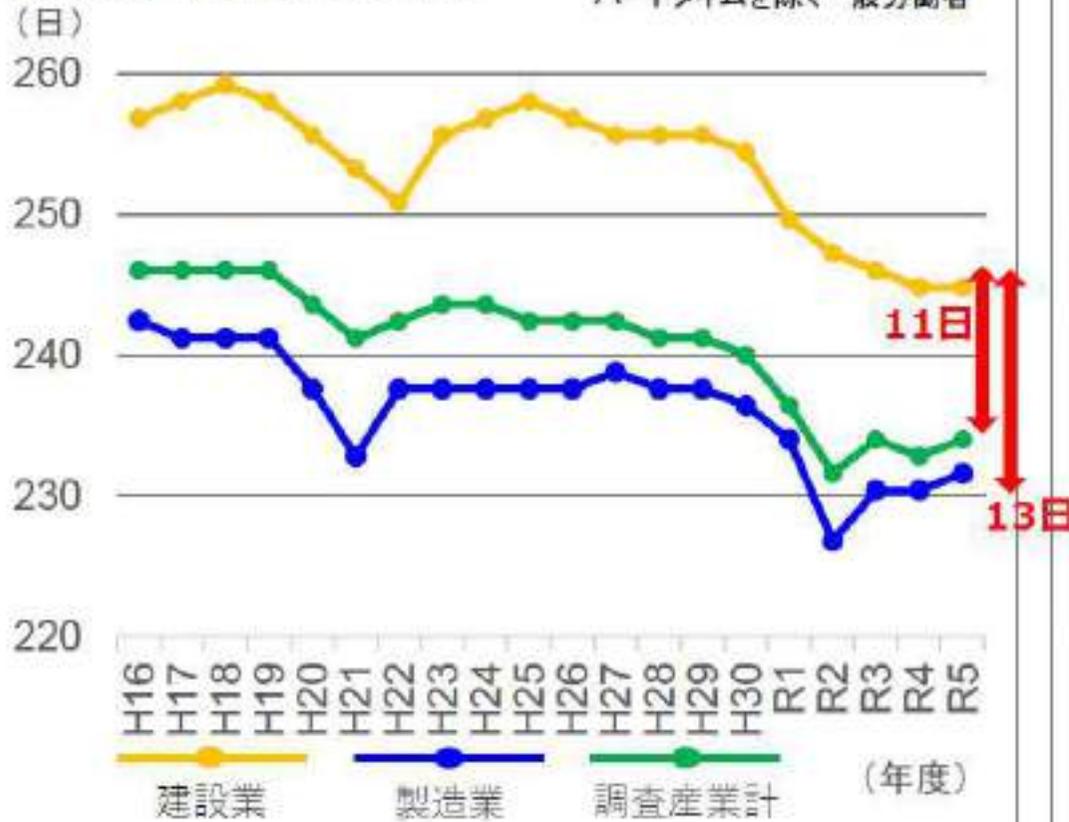
出典：
国土交通省資料

12 年間出勤日数及び年間実労働時間の推移

○ 建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い

産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

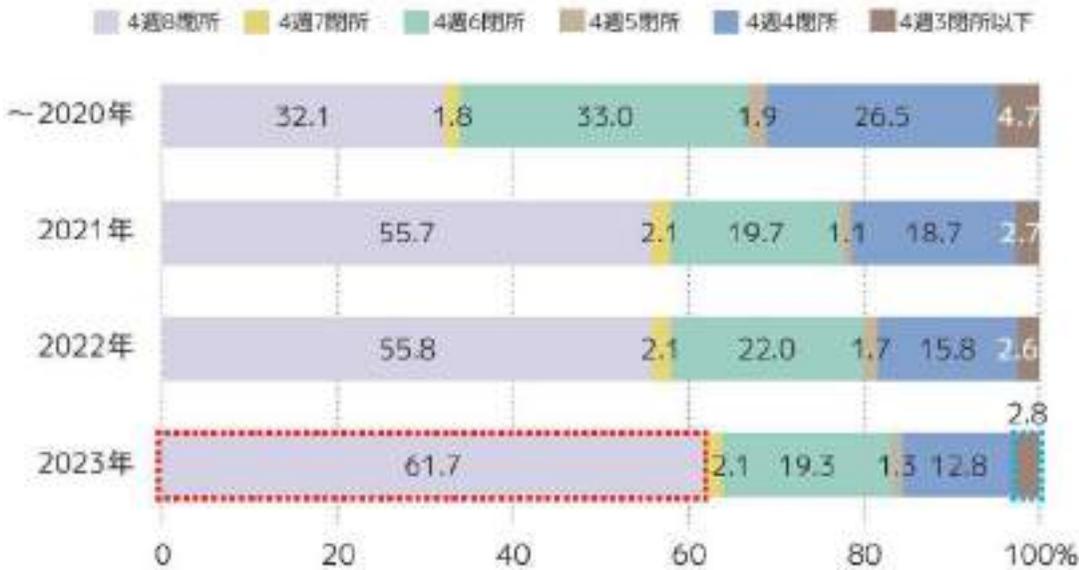
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



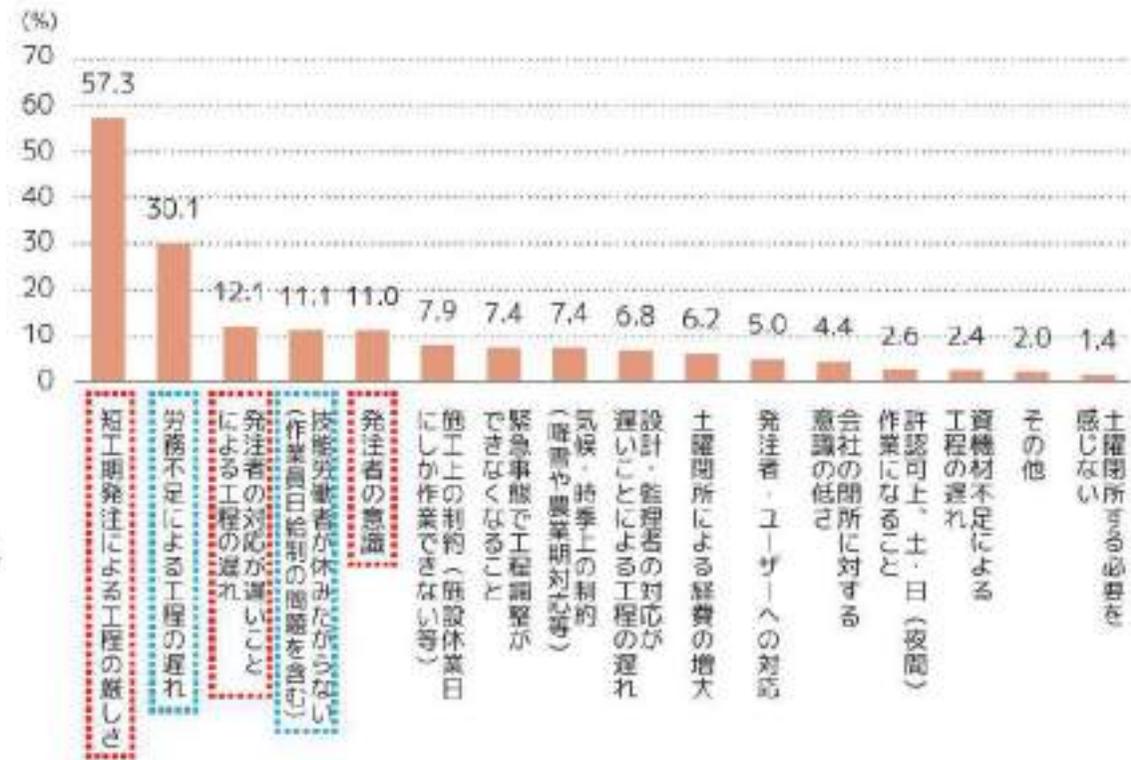
13 工程表上の閉所設定

- 着工年が新しくなるにつれて、4週8閉所の割合は高くなる。一方、4週3閉所以下の厳しい閉所設定の作業所の割合は2.8%となった。
- 土曜閉所する上での問題点は、「短工期発注による工程の厳しさ」が圧倒的に多く、その他にも発注者に起因する要因に関する回答が多い。

工程表上の閉所設定(着工年度別)



土曜閉所する上での問題点



出典：日本建設産業職員労働組合協議会「2023時短アンケートの概要」

⑭ 主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



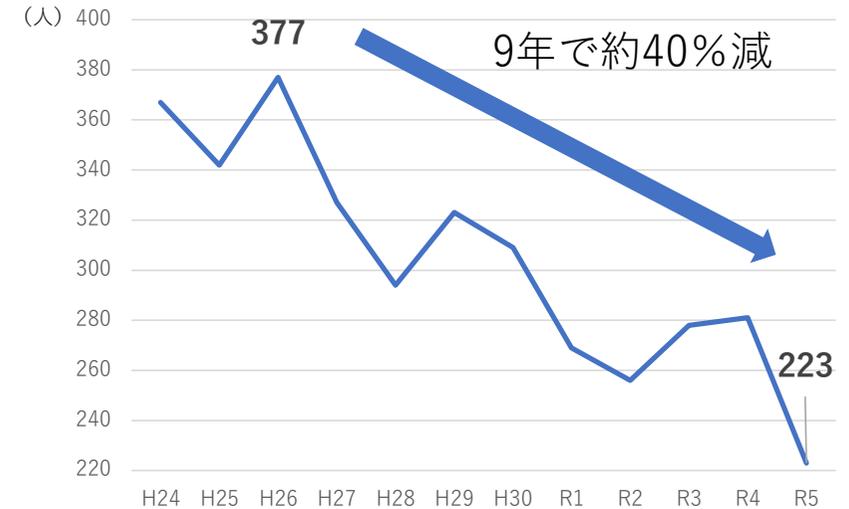
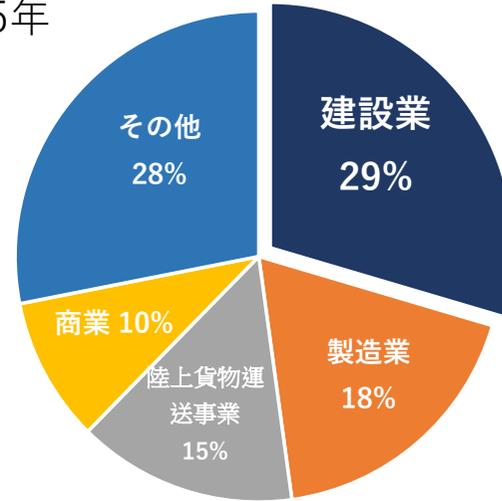
括弧内は前年同月比

15 建設業における労働災害の発生状況

死亡者数

- 令和5年の労働災害による死亡者数について、全産業に占める建設業の割合は29%で、最も多い。
- 建設業での労働災害による死亡者数は、2年連続で増加していたが、令和5年には大幅に減少した。

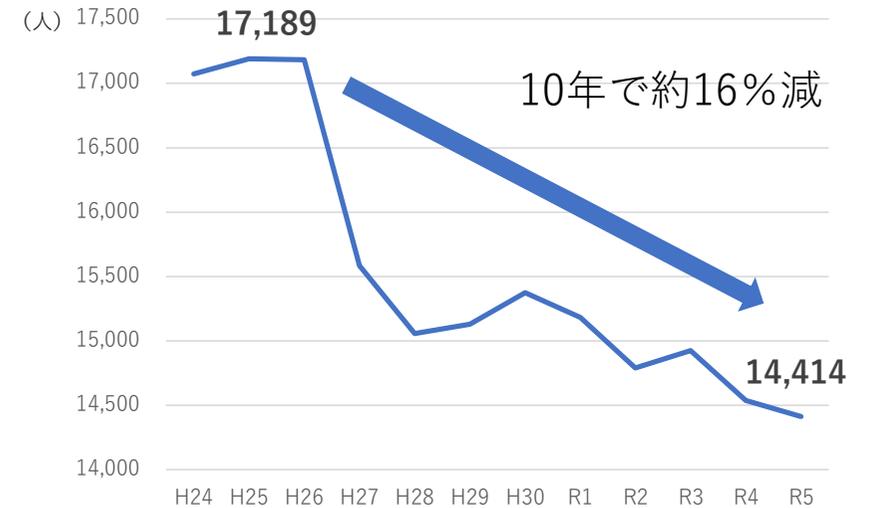
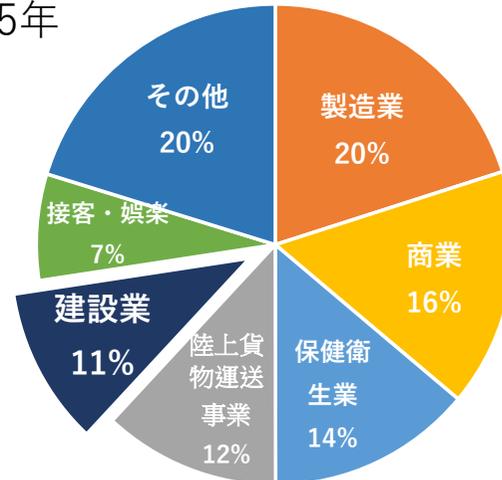
R5年



休業4日以上の死傷者数

- 令和5年の労働災害による死傷者数について、全産業に占める建設業の割合は11%。
- 建設業での労働災害による休業4日以上の死傷者数は、減少傾向。

R5年



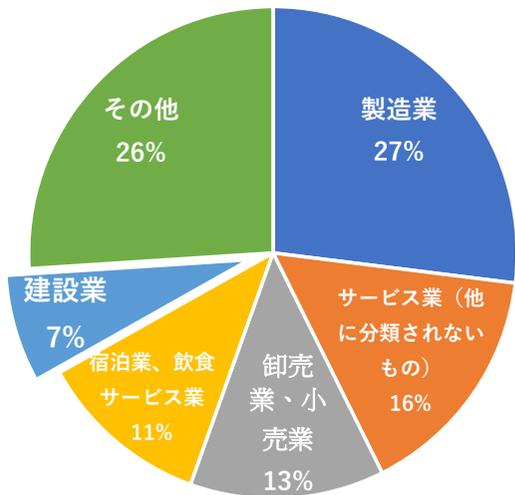
※ 死亡者数、死傷者数ともに新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。

出典：厚生労働省「労働災害発生状況」より（公財）建設業適正取引推進機構作成

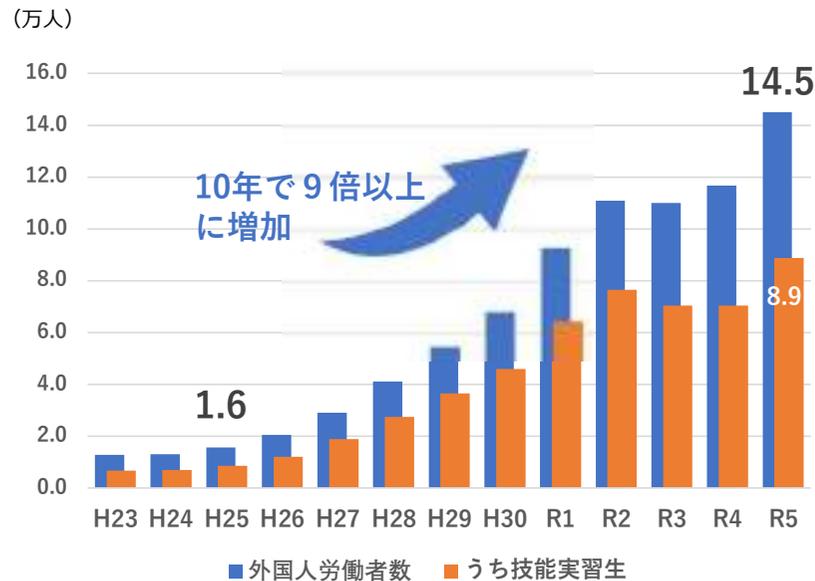
⑯-1 外国人材の活用(建設分野における外国人材の受け入れ状況)

- 全産業に占める建設業の外国人労働者数の割合は7%程度であるが、建設分野で活躍する外国人の数は、平成25年(2013年)から9倍以上に増加(H25(2013)年:1.6万人 → R5(2023)年:14.5万人)。
- 在留資格別では外国人技能実習制度(※1)による技能実習生が最多(R5(2023)年:8.9万人)。
- H31(2019)年から始まった特定技能制度(※2)による外国人も年々増加している。

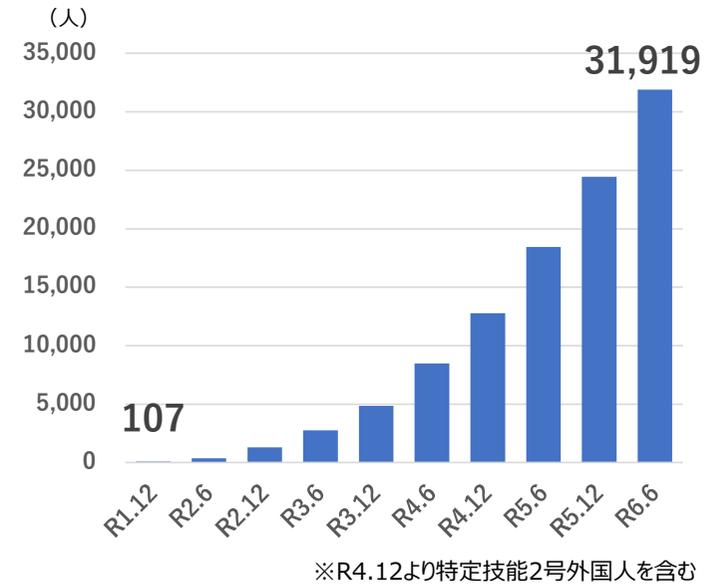
全産業に占める建設業の外国人労働者数の割合(R5年)



建設業における外国人労働者数の推移



建設業における特定技能在留外国人数の推移



※1 我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「**人づくり**」に寄与することを目的として平成5年に創設された制度。

※2 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し「即戦力となる外国人」を受け入れる**ため、平成31年4月から始まった制度。

⑯-2 外国人材の活用(特定技能2号の取得事例)

- 令和4年4月、全国初の特定技能2号（建設分野）の在留資格を取得した外国人技能者が誕生。
- 所属企業（岐阜県のコンクリートポンプ株式会社）のサポートを受けながら、努力を重ねて、2号取得に必要な技能及び知識を身に付けてきた。
- 初の2号特定技能外国人の誕生は、同じ将来像を描く外国人技能者のモデルケースとなり得る。

国土交通大臣のコメント (R4.4.15大臣会見)

- 特定技能2号は生産性向上や人材確保の取り組みを行った上で、なお人材確保が困難な状況にある特定産業分野において、熟練した技能を要する業務に従事する外国人を受け入れる在留資格である。
- 上級技能者として、高いハードルを乗り越えた人材が、本邦で初めて建設分野で認定され、今後の我が国の建設現場の一端を担ってくださることを大いに歓迎したい。

受入企業のコメント

- 特定技能1号の在留期間である5年が経過したからといって、自動的に2号に移行できるわけではないことから、（無期限在留と家族帯同が認められる特定技能2号の早期取得を通じて）本人は安定した環境で働くことができ、会社としては貴重な人材を維持できる。
- 受入企業としては、人間関係を成熟させることに重きを置いている。働きやすい環境を作るために、地域に溶け込めるよう、町内会の行事に積極的に参加し、ゴミ出しや清掃の当番などを担当してもらった。
- またコロナ以前は毎年社員旅行、月に1回食事会を開催し、信頼関係を醸成していった。
- さらに日本を知ってもらい、日本と会社のことを好きになってもらうために、会社の安全会議への出席や個別の日本語教育、資格取得のための勉強会などを開催し、教育に努めている。資格取得には昇給や褒賞を出している。

建設業における特定技能2号在留外国人数の推移

時点	人数
R4.6	1
R4.12	8
R5.6	12
R5.12	30
R6.6	66

出典：出入国在留管理庁
 「特定技能在留外国人数の公表等」

⑯-3 外国人材の活用(技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて)

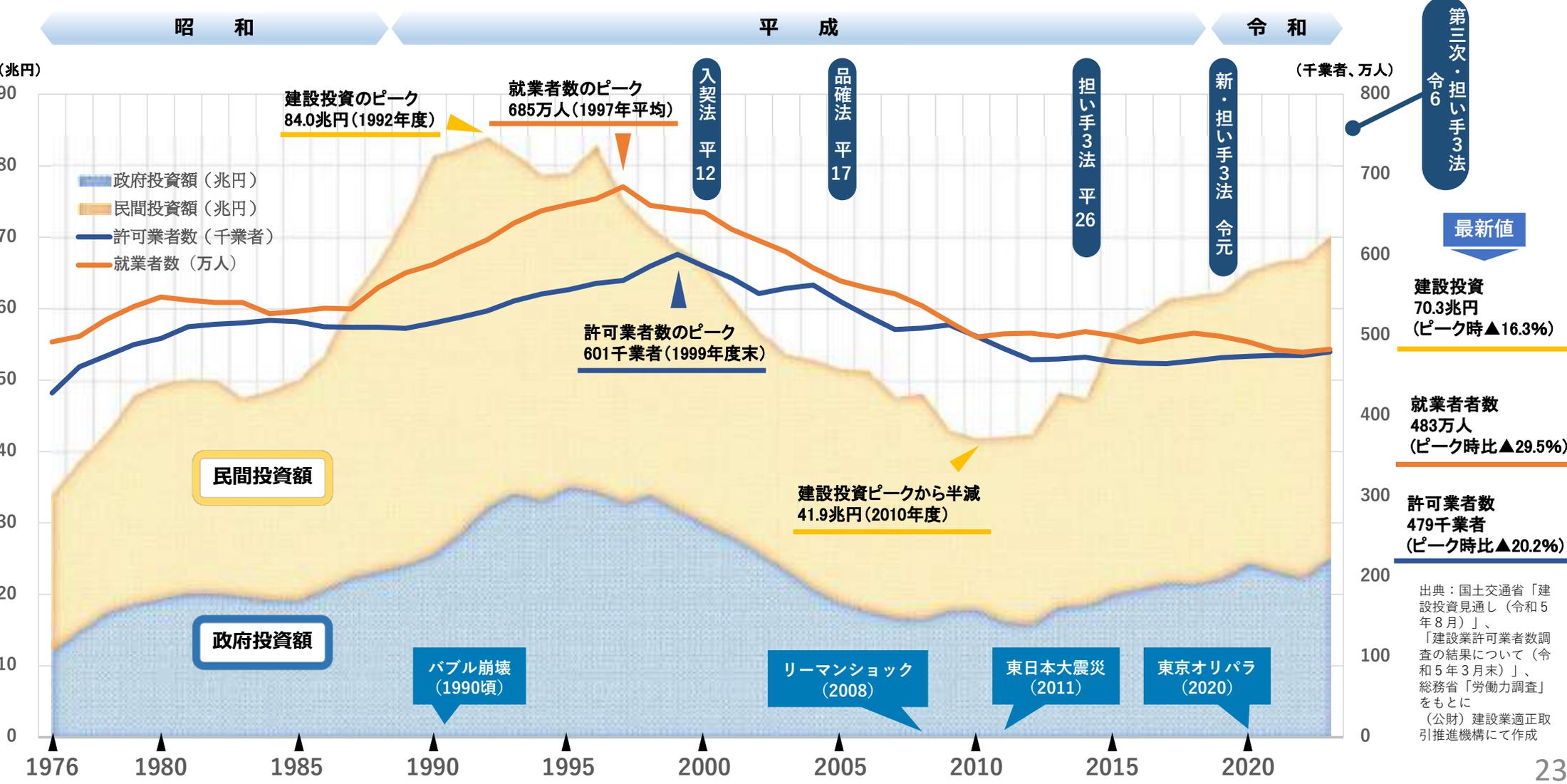
- 生産年齢人口の減少や国際的な外国人材の獲得競争の激化が見込まれるなか、制度目的と運用実態が乖離しているとの指摘もあり、長期にわたり産業を支える人材の確保が困難で、外国人にとって魅力を感じにくい現行の外国人技能実習制度及び特定技能制度の見直しの必要性が高まる。
- 就労を通じた**人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格（育成就労）の創設**、育成就労計画の認定及び監理支援機関の許可制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構の設置等について定めた、「入国管理法及び外国人技能実習法の改正案」が令和6年6月14日に第213回国会で成立（令和6年6月21日公布。準備行為に係る規定は公布即施行、その他の規定は公布の日から原則3年以内に施行）。
- これにより、**現行の外国人技能実習制度は廃止となり、新たな育成就労制度がスタート**する。

制度の比較	技能実習制度 (廃止予定)	育成就労制度 (新設)	特定技能制度
目的	人づくり、国際技能移転、国際協力	人材育成、人材確保	人手不足対策
対象者のレベル	見習い、未経験者	見習い、未経験者	即戦力 (技能実習2号修了など)
在留資格	技能実習	育成就労	特定技能
在留期間	2号：3年 / 3号：5年	3年(原則)	1号：5年 / 2号：制限なし
人材紹介を行う主体	監理団体	監理支援機関	(一社)建設技能人材機構
受入に必要な計画策定	技能実習計画 (外国人技能実習機構の認定)	育成就労計画 (外国人育成就労機構の認定)	受入計画 (国土交通大臣の認定)
制度開始	平成5年	令和9年頃(予定)	平成31年

Ⅱ. 建設業の担い手確保のための「働き方改革」 「処遇改善」「生産性向上」等に関する取組

- (1) 働き方改革（改正労働基準法の適用、工期の適正化）
- (2) 処遇改善（賃金・CCUS・社会保険）
- (3) 生産性向上（技術者制度の見直し等）
- (4) 持続可能な事業環境の確保（建設業許可制度の合理化）

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



担い手3法(品確法、入契法、建設業法)

法律名称	建設業法	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (入契法)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (品確法)
制定	昭和24年	平成12年	平成17年
目的	<p>この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。</p>	<p>この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もつて国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>

「担い手三法」から見る「現状と課題」

社会の変化		期待される役割	業界の課題		法律	主な改正点	
建設投資の減少	インフラ老朽化	災害からの復旧・復興	将来の担い手の確保	ダンピング受注	建設企業の疲弊、下請へのしわ寄せ	担い手3法 (平成26年改正)	入契法にダンピング対策を規定
					現場技能労働者等の就労環境の悪化		公共入札時に内訳明細書の提出義務化等
災害の激甚化・頻発化	「働き方改革」の推進	地域の守り手としての建設業		生産性向上	長時間労働の常態化	新・担い手3法 (令和元年改正)	中建審による工期に関する基準の作成・勧告
					地方部を中心に事業者減少と後継者難		技士補の新設、現場技術者の規制を合理化
					処遇改善（低賃金と長時間拘束）		建設業許可要件の見直し
					資材高騰への対応		円滑な事業承継ができる仕組みの構築
				持続可能な建設業	第三次・担い手3法 (令和6年改正)	中建審による「労務費の基準」の作成・勧告	
						労務費確保のため請負契約ルール改正	
						労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化	
						現場技術者に係る専任義務の合理化	

(1) 働き方改革
(改正労働基準法の適用、工期の適正化)

①-1 時間外労働の上限規制

○法定労働時間 ・1日8時間、1週40時間／・ただし、労使間の三六協定で定めた時間まで時間外労働が可能

○時間外労働の上限規制

【改正前の時間外労働(三六協定の上限)】

【限度基準告示(ガイドライン)】

- (1) 原則 月 45時間
年間 360時間 (※)休日労働は含まない
○ただし、労使が合意して三六協定で特別条項を設ければ、原則を上回る時間外労働が可能
→ 上限なし
- (2) 建設業には、(1)が適用なし
→ 建設業には三六協定で定める時間外労働の上限規制がない
(ただし、時間外労働には三六協定が必要)

【改正後の時間外労働(三六協定)の上限】

【法律】(2019年(中小企業は2020年)4月1日から適用)

- (1) 原則 月 45時間
年間 360時間 (※)休日労働は含まない
○三六協定の特別条項でも上回ることのできない時間外労働の上限を創設
・最大 年720時間
・一時的に事務量が増加しても上回ることのできない上限(*)もあり
→ 強制力あり
(違反した場合、罰則が適用(6月以下の懲役、30万円以下の罰金))
- (2) 建設業にも適用あり・・・ ただし、5年間の適用猶予
→ 2024年(令和6年)4月1日から適用
(それまでの間は、改正前のルールが適用される)

(*)一時的にも上回ることのできない上限

- ①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の複数月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで80時間以内。
 - ②単月では、休日労働を含んで100時間未満。
 - ③原則(月45時間)を上回る特例の適用は、年6回を上限とする。
- ただし、建設業は、災害からの復旧・復興の場合については、①②は適用しない。

①-2 時間外労働の割増賃金

【改正前】

- 月60時間までの時間外労働には、25%以上の割増賃金を支払うことが必要
- 月60時間を超える時間外労働には、50%以上の割増賃金を支払うことが必要
 - 50%以上の割増賃金については、中小企業は令和4年度末までは適用猶予
(中小企業は、月60時間を超える時間外労働に対しても、50%以上ではなく25%以上の割増賃金でよい。)

【改正】適用猶予の廃止

【改正後(令和5年4月～)】 中小企業においても、月60時間を超える時間外労働に対して50%以上の割増賃金を支払う必要

《参考》 中小企業における時間外労働、休日労働、深夜残業についての割増賃金率

令和5年度以降	割増率		令和4年度末まで	割増率
(1) 時間外労働			(1) 時間外労働	
① 月60時間まで	25%以上		① 月60時間まで	25%以上
② 月60時間超	50%以上	← 適用猶予の廃止	② 月60時間超	25%以上
(2) 休日労働	35%以上		(2) 休日労働	35%以上
(3) 深夜残業	25%以上		(3) 深夜残業	25%以上

(注) 割増賃金は重複して発生する。(ただし、時間外労働と休日労働の重複はない。)

- 《例1》時間外労働(60時間まで)が深夜残業となった場合 … 合計で50% (=25%+25%)以上の割増
- 《例2》時間外労働(60時間超)が深夜残業となった場合 …… 合計で75% (=50%+25%)以上の割増
- 《例3》休日労働が深夜残業となった場合 ……………… 合計で60% (=35%+25%)以上の割増

①-3 罰則付き時間外労働規制に対する国土交通省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - ・工期設定の指針等を見直し
 - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - ・新たな経費補正措置の立案を検討
 - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日モデル工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公開件数 (取組件数)	824 (163)	3,841 (1,106)	6,091 (2,743)	7,799 (4,459)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
※令和3年度中に開始した直轄土木工事（管線工事、港湾空港等）
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含まれる

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した**適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請**

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において**各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- ・**市町村議会に対する働きかけ**

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について**経済団体本部(経団連等)での講演等**による周知
- ・**地域経済団体(商工会議所等)**へ働きかけ

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・**労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・**週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の**協議会**※で働きかけ
- ・**労働基準監督署での説明会**で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携】

- ・調査対象：発注者・元請業者

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】
PR動画のWebCMでの放送のほか、**特設サイト**や**広報ポスター**による周知

【動画掲載先】

■はたらきかたススめ特設サイト

URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省YouTube

URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター→



出典：
国土交通省資料

②-1 工期の適正化等(建設業法、同法施行令、同法施行規則の改正)

(1) 工期に関する基準 …… 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成して、その実施を勧告する。

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者と受注者が考慮すべき事項の集合体
 (例) 自然要因、休日、イベント、労働・安全衛生

【判断要素(例)】

- 「工期に関する基準」を踏まえているか
- 過去の同種類似工事の工期と比べてどうか
- 下請が見積書で示した工期と比べてどうか

↓
 下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態になっていないか

(2) 著しく短い工期の禁止

注文者(※)は、著しく短い工期(=施工するために通常必要と認められる期間と比べて著しく短い工期)による請負契約を締結してはならない。

(※)「注文者」とは、発注者のほか、「元請～一次下請」間の契約における元請や、「一次下請～二次下請」間の契約における一次下請など、建設工事の施工を他者に請け負わせた者をいう。

(3) 著しく短い工期で請負契約を締結した発注者に対する勧告・公表等

発注者が著しく短い工期の禁止に違反した場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は必要な勧告をすることができる(少額(※)の工事を除く)
 発注者が勧告に従わないときは、国土交通大臣又は都道府県知事はその旨を公表することができる。
(※)500万円(建築一式は1,500万円)未満

(4) 工事の工程ごとの作業や準備に必要な日数を含む見積り

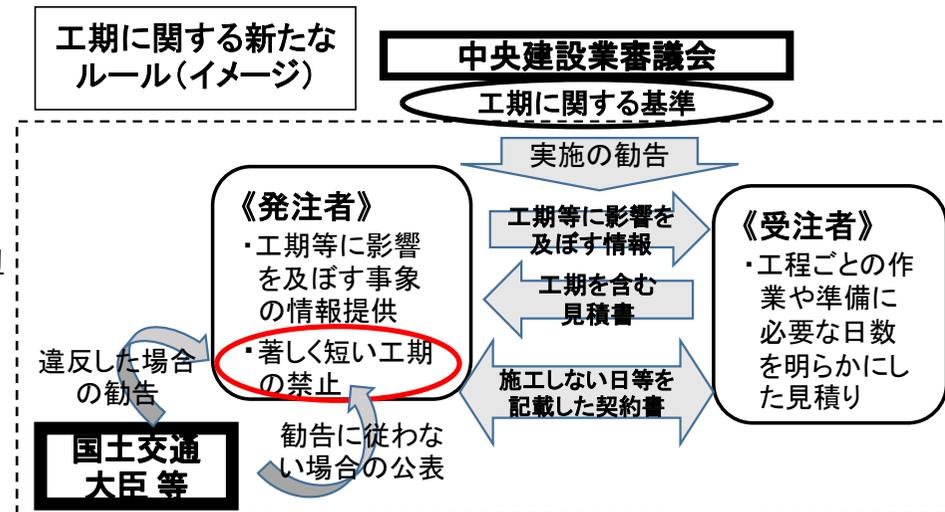
建設業者は、請負契約を締結する際の見積りについて、工事の経費の内訳に加えて、工事の工程ごとの作業やその準備に必要な日数を明らかにして行うように努めなければならない。

(5) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

注文者は、工事の工期や請負代金額に影響を及ぼす事象(例:地盤の沈下、地下埋設物による土壌汚染、騒音、振動)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して必要な情報を提供しなければならない。

(6) 工事を施工しない日や時間帯についての契約書面化

請負契約の当事者は、契約書面において、工事内容や請負代金額、工事着手の時期や工事完成の時期等に加えて、工事を施工しない日や時間帯を定めるときにはその内容を記載しなければならない。 → 見積条件の内容提示の対象にも追加



②-2 工期に関する基準 概要（令和2年7月 中央建設業審議会 作成・勧告）

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- | | | |
|--------------------|---------------------------|--------------------|
| (1)背景 | (3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方 | (4)本基準の趣旨 |
| (2)建設工事の特徴 | (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 | (5)適用範囲 |
| (i) 多様な関係者の関与 | (ii) 公共工事における考え方 | (6)工期設定における受発注者の責務 |
| (ii) 一品受注生産 | (iii) 下請契約 | |
| (iii) 工期とコストの密接な関係 | | |

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1)自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2)休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3)イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4)制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5)契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6)関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7)行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8)労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9)工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10)その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、
施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの
を優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
- (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
- (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1)住宅・不動産分野 (2)鉄道分野 (3)電力分野 (4)ガス分野

第6章 その他

- (1)著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2)新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3)基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

②-3 工期に関する基準 改定概要 (令和6年3月 中央建設業審議会 改定・勧告)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) **イベント**
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間**も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

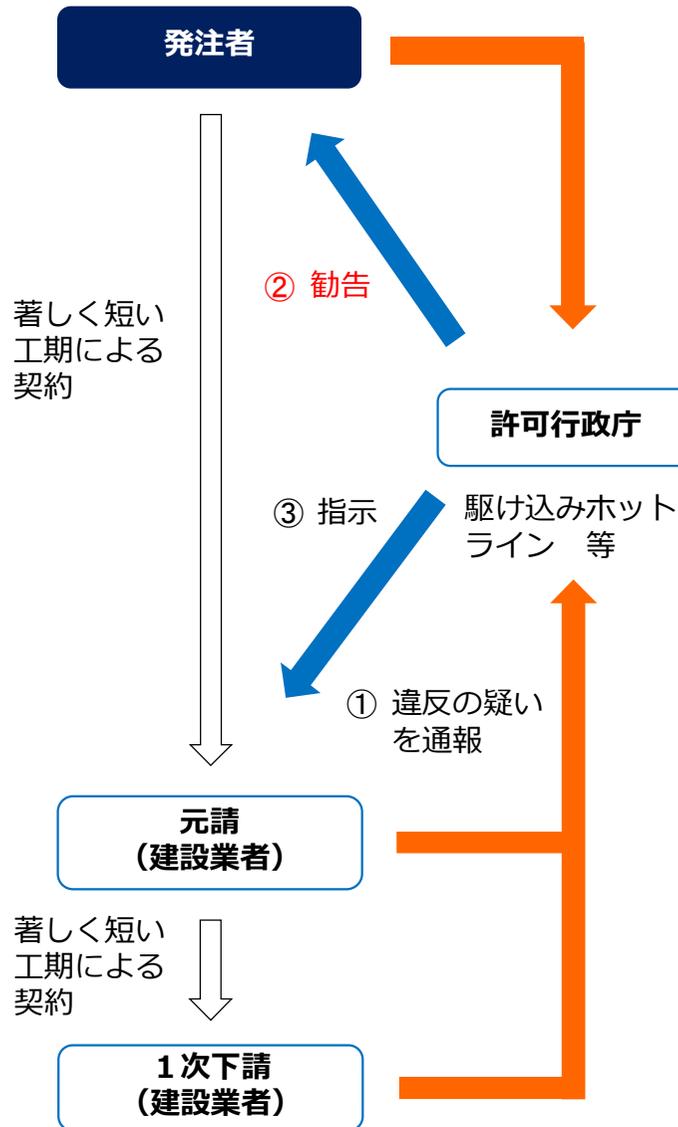
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

②-4 著しく短い工期に関する規制



① 著しく短い工期の疑いがある事案を、駆け込みホットライン等への通報等により、許可行政庁が把握

※ 公共工事の場合（入札契約適正化法第11条）

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。（建設業法第19条の6）

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

②-5 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査の結果（令和6年8月公表）

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、特に民間工事における取組を強化していくこととしており、令和3年度から、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」を実施し、その結果を公表

主な調査結果

- 休日の取得状況に関し「4週8休」とする割合は、技術者は前年度比9.5ポイントの増加（21.2%）、技能者は前年度比14.8ポイントの増加（25.8%）など、改善傾向がみられた。一方で両者とも最も多い回答は「4週6休程度」だった。
- 技術者の月平均の残業時間が「45時間以上」を超えている企業は14.9%、技能者は9.0%である。調査時点ではまだ猶予期間であった上限規制に対し、特別条項を超過する「技術者がいる」と答えた企業は17.2%、「技能者がいる」と答えた企業は4.7%にのぼった。
- 建設企業に関し、物価等の高騰で工事に影響が出た場合、4割以上の企業が「（注文者に）協議は依頼しない」「協議依頼しても応じてもらえない」と回答。また、協議できたとしても、「全て契約変更が行われた」のは全体の約2割に留まった。

平均的な休日の取得状況（技術者）



月当たりの平均的な残業時間（技術者）



物価等の影響を受けた工事における注文者に対する変更契約協議の申し出状況



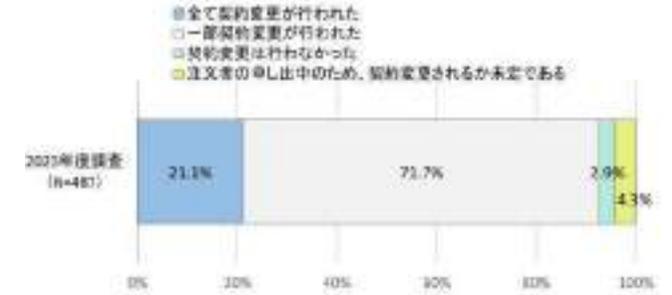
平均的な休日の取得状況（技能者）



月当たりの平均的な残業時間（技能者）



変更契約協議後の契約変更状況



国土交通省資料をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

一般社団法人建設業振興基金 主催(公益財団法人建設業適正取引推進 受託)

「建設業経営者等のための基礎講座」の開催のご案内 【受講料無料】

「働き方改革定着のために必要なこと」

(講師: 櫻井 好美氏 社会保険労務士法人アスミル・株式会社アスミル所長) ほか

開催スケジュール

第5回: 令和7年2月12日(水)

いずれも、13:30~16:30【オンライン配信のみ】

参加のお申込み: 当機構HPで受付中(令和7年2月10日(月)〆切)

(2) 処遇改善 (賃金・CCUS・社会保険)

①-1 賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和4年10月3日）（抄）

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組めます。



岸田内閣総理大臣年頭記者会見（令和5年1月4日）（抄）

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部（令和5年2月24日）（抄）

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



出典：
国土交通省資料

①-2 建設業界団体との賃上げ等に関する意見交換会（令和6年3月8日）

開催概要

日時：令和6年3月8日 7:55～8:15

出席者：岸田内閣総理大臣、斉藤国土交通大臣、新藤経済財政政策担当大臣、宮崎厚生労働副大臣、松村防災担当大臣・国土強靱化担当大臣、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、矢田内閣総理大臣補佐官、森内閣総理大臣補佐官、古谷公正取引委員会委員長

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること、
- 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと

を国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

岸田内閣総理大臣から、

- 建設業について、「未来への前向きな新3K、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる産業」に変えていかなければならない
- 申合せに沿った賃上げの強力な推進についてお願いするほか、「官民挙げて「成長型経済」への転換を図り、建設業の担い手確保と持続的な発展につなげてまいりたい」との発言。



意見交換会の様子 出典：官邸HP

①-3 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

○全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げられ、単価の平均値は12年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラス・バイ・レス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準数をもとにラス・バイ・レス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通運輸警備員がA・Bに分かれていないため、交通運輸警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

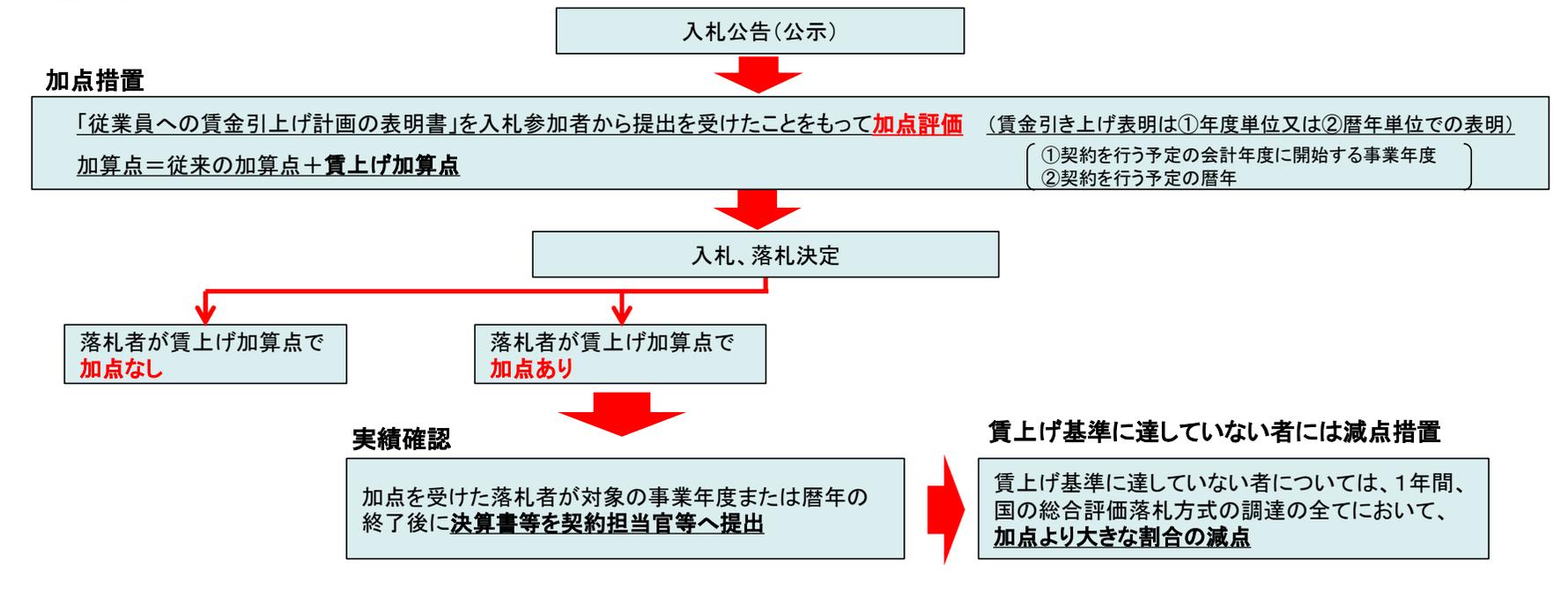
出典：
国土交通省資料

①-4 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象:令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価:事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等:加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



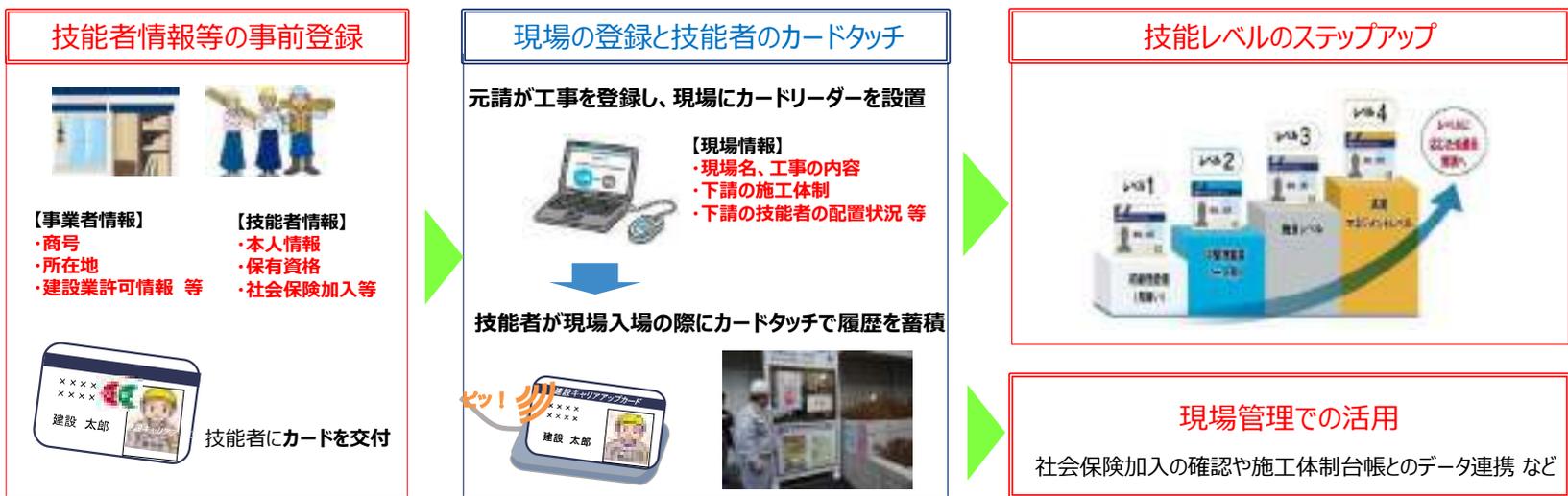
出典：
国土交通省資料

②-1 建設キャリアアップシステムの概要

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み**
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業**を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



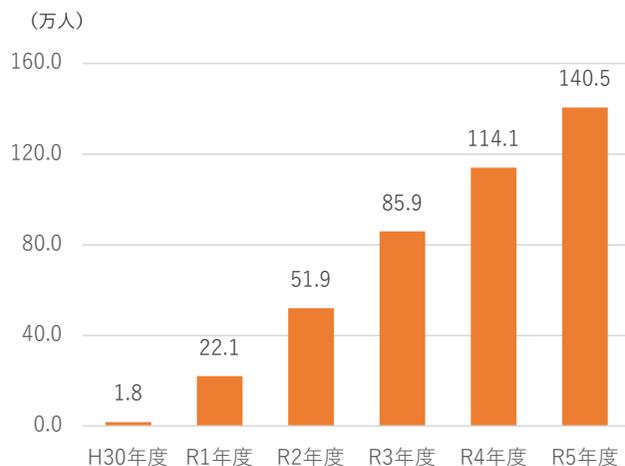
- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
 - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

出典：
国土交通省資料

②-2 建設キャリアアップシステムの利用状況（2024年3月末）

技能者登録数 (累計)

約**140万人**が登録



※数字は各年度末のもの

新規登録 現場数

R5年度は
約**7万**の
新規現場が登録



※数字は各年度末のもの

事業者登録数 (累計)

約**26万**の
事業者が登録

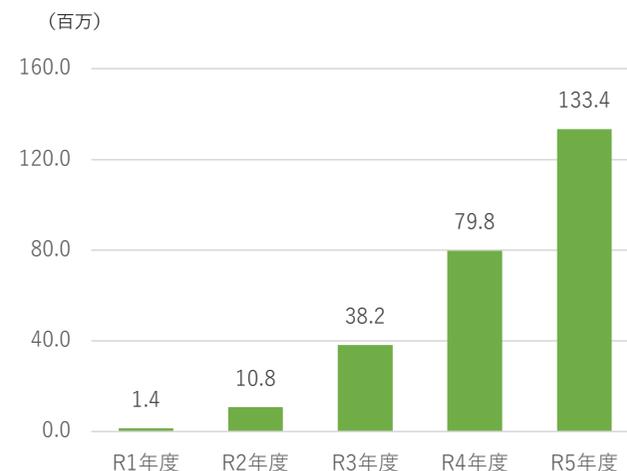


■法人・個人事業主 ■一人親方

※数字は各年度末のもの

就業履歴数 (累計)

累積就業履歴
数は**1億3千万**
を突破



※数字は各年度末のもの

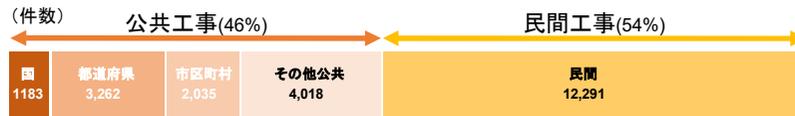
出典：（一財）建設業振興基金資料をもとに（公財）建設業適正取引推進機構にて作成

②-3 CCUS 現場利用の促進

元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

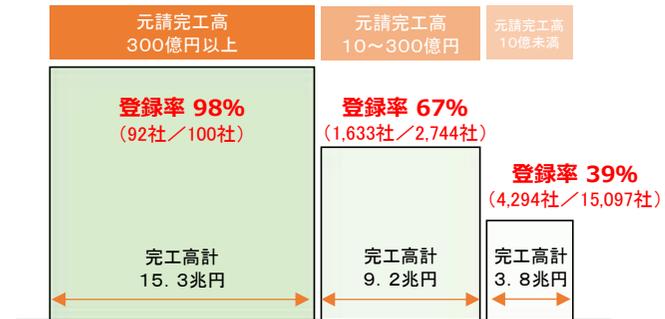


元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。
**団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

元請総合工事企業※による事業者登録の状況



※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.3末現在

公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事でモデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p>【土木工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で64件(R3年度契約)) (活用推奨: 全国で16件(R3年度契約)) ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事) ○ 地元業界の理解がある33都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行 ○ 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行 <p>【営繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む <p>【港湾・空港工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用モデル工事 (全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績 	<p>○ 39道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明</p> <p>〔・工事評定による加点は21道府県 ・総合評価による加点は18府県 ・カードリーダー等費用補助は15道県が導入済(重複あり)〕</p> <p>○ 政令市は15市で導入</p> <p>※第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p>	<p>【UR都市機構】</p> <p>R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p>【水資源機構】</p> <p>R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p>【NEXCO西日本】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事を実施。</p> <p>【NEXCO東日本】</p> <p>R3年度に義務化モデル工事を1件実施。</p> <p>【鉄建機構】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p>

出典：
国土交通省資料

②-4 CCUS 経営事項審査での加点措置

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

令和5年8月14日以降
を審査基準日とする
申請から適用

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕
- ③ 災害応急工事
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法**でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

* 現場・契約情報:現場名、住所、連絡先、現場管理者等
** 直接入力によらない方法:就業履歴データ登録標準API連携認定システム
(<https://www.auth.ocus.jp/p/certified>)等
により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

- 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社
(回答総合工事業者の元請完工高:16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



出典：国土交通省資料

②-5 CCUSレベル別年収の概要

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

出典：
国土交通省資料

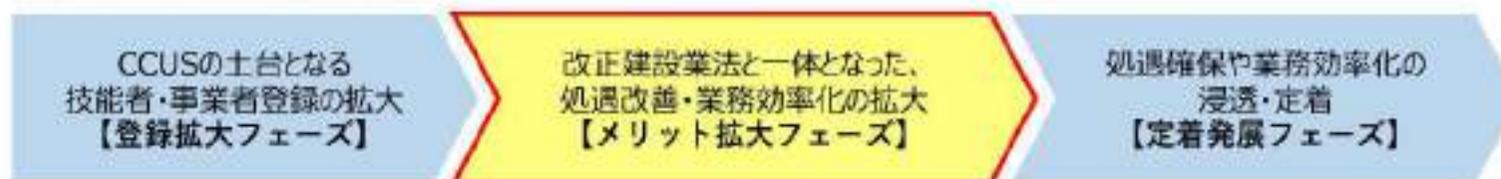
<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

②-6 CCUS【利用拡大に向けた3か年計画(概要)】

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画 (概要)

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

● 今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

②-7 CCUS【利用拡大に向けた3か年計画(ロードマップ)】



190.5 mm

③-1 社会保険加入対策

中央建設業審議会「建設業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7~)
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7~)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4~)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化 (R2.10~)
 - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4~)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10~)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を回ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1~)

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11~)
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
 - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCJIS活用の原則化
 - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体等に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9~)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6~)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
 - ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請(R3.12~)
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
 - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9~)

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7~)
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7~R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1~)

出典：
国土交通省資料

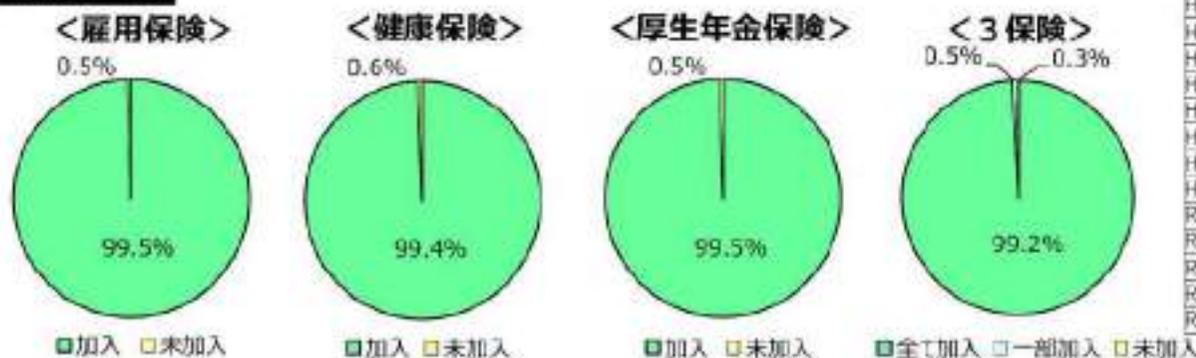
③-2 社会保険加入状況調査

○ 公共事業労務費調査（令和5年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業単位の加入率は、雇用保険、厚生年金保険では100%*、健康保険では99%*となっています。
- ・ 労働者単位の加入率は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに95%* となっています。

* 数値は小数点第一位を四捨五入した値

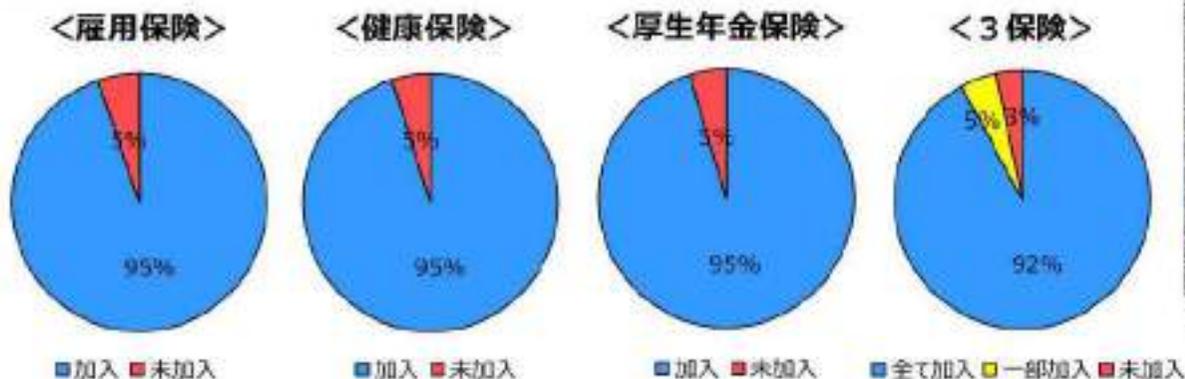
企業単位



企業単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	98%	98%
R02.10	99%	99%	98%	99%
R03.10	99%	99%	98%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%

労働者単位



労働者単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	81%	89%	86%	85%
H30.10	83%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%

* 数値は小数点第一位を四捨五入した値

* 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

出典：国土交通省資料

③-3 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（概要）

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

③-4 下請指導ガイドラインの改訂で追加された内容で社会保険加入に関する部分（抄）

作成日 働き方自己診断チェックリスト

記入者氏名: _____ 年 月 日
 チェックリスト記入者: _____
 契約の相手方/担当者: _____

Point 1 依頼に対する返答

仕事内から仕事を辞められたら、返事を返すことができますか？

A 返すことができます
 B 返すことができません

Point 2 依頼内容

日々の仕事の内容や量はほかのようになっていますか？

A 毎日は仕事量が同じ、毎日の、週毎の、毎月の仕事量が同じです
 B 違う、自分より仕事量が少な、他の人の仕事量が多くなっています

Point 3 依頼社

依頼者の会社名の記載事項（住所・経緯）を返されていますか？

A 依頼者の住所が記載されています
 B 住所以外に住所が記載されている

Point 4 代理社

あなたに委託が来た場合は、権利の委任を依頼者の人に引き継ぐことはできますか？

A 権利を委任することになっている
 B 権利を委任することがありません

Point 5 報酬の明細書

あなたに報酬（工事代金）が支払われる前に、どのような内容が記載されていますか？

A 工事の金額が記載されている
 B 内容が不明確な内容で記載されている

Point 6 依頼者の名前

仕事内容が不明な場合は、依頼者の名前が記載されていますか？

A 依頼者の名前が記載されている
 B 依頼者の名前が記載されていない

Point 7 報酬の額

報酬の金額は仕事内容と報酬額に比例した割合、報酬の額はどのくらいですか？

A 報酬額がより高くなる
 B 報酬額が一定で、報酬額がより高くなる

Point 8 所属社

依頼者の会社に所属することになっていますか？

A 依頼者の会社に所属しています
 B 依頼者の会社に所属していません

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。
 ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
 記入者が①の場合
 1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。
 2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。
 記入者が②の場合
 1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
 2 一人親方の氏名を記入する。

（注意）
 ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
 ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

記入日: _____ 年 月 日
 チェックリスト記入者:
 契約の相手方/担当者:

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。
 ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
 記入者が①の場合
 1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。
 2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。
 記入者が②の場合
 1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
 2 一人親方の氏名を記入する。

（注意）
 ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
 ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

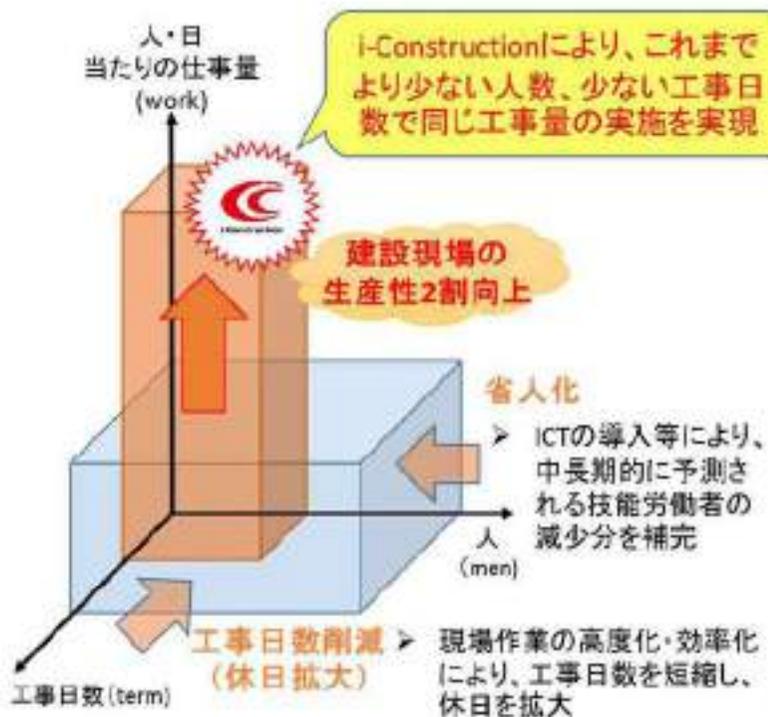
出典：
 国土交通省資料

(3) 生産性の向上 (技術者制度の見直し等)

① i-Constructionによる生産性向上

- 2016年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



2016年9月12日未来投資会議の様子



ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

出典：
国土交通省資料

(令和2年10月施行)

② 主任技術者の配置義務の合理化

専門工事一括管理施工制度 概要

①対象となる特定専門工事（**鉄筋工事又は型枠工事**）であって、②専任の主任技術者を配置し、③その主任技術者がその特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、**一年以上指導監督的な実務経験(※1)**を有しており、④下請金額の合計金額が4,000万円未満(※2)の工事である場合は、一定の手続きを経ることで、二次下請は主任技術者の配置を省略することができる。

※1 工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験

利用手続き

- ▶ 制度の利用にあたっては、以下の①、②が必要
- ① 注文者（元請）の**書面による承諾**
- ② 利用会社間で**以下の3点について書面による合意**
 - i 特定専門工事の内容
 - ii 特定専門工事の下請契約の金額
 - iii 一次下請が置く主任技術者の氏名及び有する資格《添付書類》
- ・一次下請の主任技術者が要件を満たすことを証する書面
- ※ 書面に代えて電子対応も可

利用時の注意点

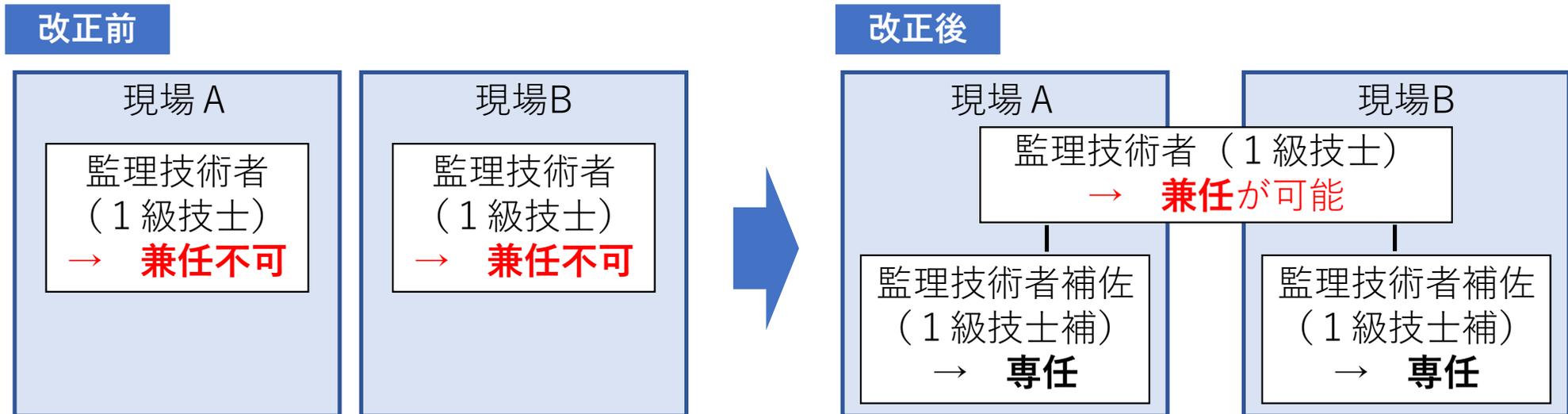
- ▶ 一次下請の主任技術者から二次下請への指示は、**○ 二次下請の事業主又は現場代理人などに対して行う。**
- × 二次下請の作業員に直接行ってはいけない。**
- ▶ 二次下請は、三次下請への**再下請負はできない。**



※2 令和7年2月1日から4,500万円未満

③ 監理技術者の専任義務の合理化

- 元請が工事現場に置く監理技術者について、その監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を工事現場に専任で置く場合には、監理技術者は専任である必要はなく（「特例監理技術者」）、2つの現場を兼任できる。
- 監理技術者補佐になれるのは、以下の①または②に該当する者
 - ①1級の第一次検定に合格した者（**1級技士補**）で、かつ、主任技術者になることができる者
 - ②監理技術者になることができる者



(令和3年4月施行)

④ 技術検定制度の見直し

技術検定制度 概要

- 施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者に関し、**国土交通大臣が実施する国家資格試験**。（建設業法第27条）
- 技術検定は、**7種目**（右表）あり、それぞれ「**1級**」と「**2級**」の**区分**に分かれている。

種 目	区分及び種別	指定試験機関
建設機械施工管理（S35～）	1級、2級（第1種～第6種）	（一社）日本建設機械施工協会
土木施工管理（S44～）	1級、2級 （土木、鋼構造物塗装、薬液注入）	（一財）全国建設研修センター
建築施工管理（S58～）	1級、2級（建築、躯体、仕上げ）	（一財）建設業振興基金
電気工事施工管理（S63～）	1級、2級	（一財）建設業振興基金
管工事施工管理（S47～）	1級、2級	（一財）全国建設研修センター
電気通信工事施工管理（H31～）	1級、2級	（一財）全国建設研修センター
造園施工管理（S50～）	1級、2級	（一財）全国建設研修センター

見直し 概要

- 令和3年度以降の技術検定試験においては、「**学科試験**」を「**第一次検定**」に、「**実地試験**」を「**第二次検定**」に改め、**第一次検定の合格者には「技士補」の称号を新たに付与**。第二次検定に合格した者は、これまでと同様に「**技士**」の称号を付与。
- このうち、1級技士補については、特例監理技術者制度において、一定の条件の下で監理技術者の職務を補佐する者として、早期に責任ある立場で活躍することが可能に。

改正前

試 験	称 号
学科試験	技 士
実地試験	



改正後

試 験	称 号
第一次検定（施工技術の基礎知識及び能力の判定）	技士補
第二次検定（技術上の管理及び指導監督の知識及び能力の判定）	技 士

2級になるには… 第一次検定 **合格** → 2級技士補（例：2級建築施工管理技士補） → 第二次検定 **合格** → 2級技士（例：2級建築施工管理技士）

1級になるには… 第一次検定 **合格** → 1級技士補（例：1級土木施工管理技士補） → 第二次検定 **合格** → 1級技士（例：1級土木施工管理技士）

⑤ 実務経験による技術者資格要件の見直し

(令和5年7月施行)

- これまで、一般建設業の営業所の専任技術者又は現場に配置される主任技術者になるための要件は、大学や高等学校の指定学科卒業者のみ実務経験が短縮されていたが、令和5年7月以降、**技術検定合格者も指定学科卒業者と同等**とみなし、第一次検定合格後に一定期間の実務経験を有する者も当該専任技術者として認められることとした。
(指定建設業7業種(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も同様の扱いとなります。

改正前

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年

改正後

*指定建設業と電気通信工事業を除く

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

例

機械器具設置工事業
一般建設業許可の専任技術者
または主任技術者の場合

改正前

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は**10年**の実務経験が必要

改正後

指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、**合格後3年(1級)又は5年(2級)**に短縮可能

(令和6年4月施行)

⑥ 技術検定の受検資格の見直し

1級の受験資格

改正前

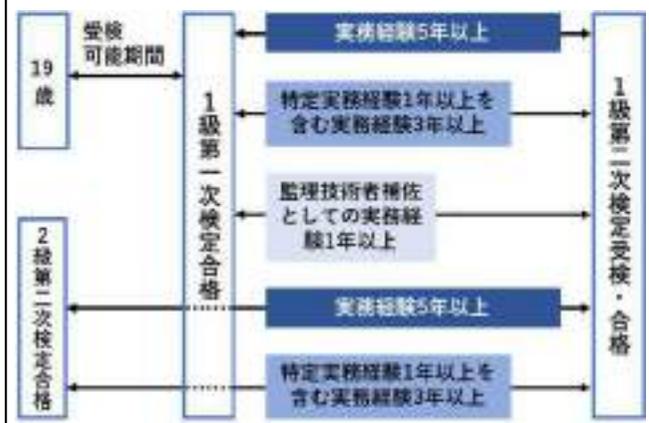
学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学 (指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

改正後

第 1 次検定	第 2 次検定
19歳以上 (当該年度末時点)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1級第1次検定合格後、 <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験5年以上 ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○ 2級第2次検定合格後、 <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験5年以上 (1級第1次検定合格者に限る) ・特定実務経験1年以上を含む実務経験3年 (1級第1次検定合格者に限る)

新受検資格での受検イメージ



2級の受験資格

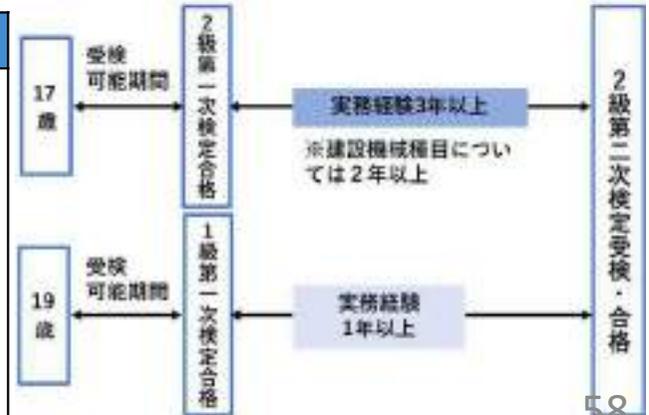
改正前

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学 (指定学科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外	卒業後 8年実務	

改正後

第 1 次検定	第 2 次検定
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり (変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2級第1次検定合格後、実務経験3年以上 (建設機械種目については2年以上) ○ 1級第1次検定合格後、実務経験1年以上

新受検資格での受検イメージ



⑦-1 企業集団制度の合理化（令和6年4月施行）

CITIO

公益財団法人 建設業適正取引推進機構
Construction Industry Transaction Improvement Organization

（令和6年4月施行）

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（本通知）（令和6年3月26日付け国不建技291号）の概要

- ① : 本通知1.（3ヶ月後等配置可能型）の枠組み 【新たな制度】
- ② : 本通知2.（即時配置可能型）の枠組み 【旧通知から一部改正】
- ③～⑥ : ①及び②それぞれの確認の流れ等

【背景等】

- 建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、それぞれが所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされている。
- 一方で、その特例として、一定の企業集団においては、親会社及びその連結子会社の間の出向社員を直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱ってきたところ。
- 今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを定めた（本通知1.）ところ。
- なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社と連結子会社間の出向社員に関して一定の要件（一部の場合、出向後3ヶ月以降配置可）を設定していることを踏まえ、旧通知※における取り扱いについても一部改正し継続するものとする（本通知2.）。
- 本通知の適用は、令和6年4月1日以降。（旧通知※は廃止）

※「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
（平成28年5月31日付け国土建第119号）

出典：
国土交通省資料

⑦-2 企業集団制度の合理化①

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」 (令和6年3月26日国不建技第291号) (令和6年4月施行)

3ヶ月後等配置可能型

即時配置可能型

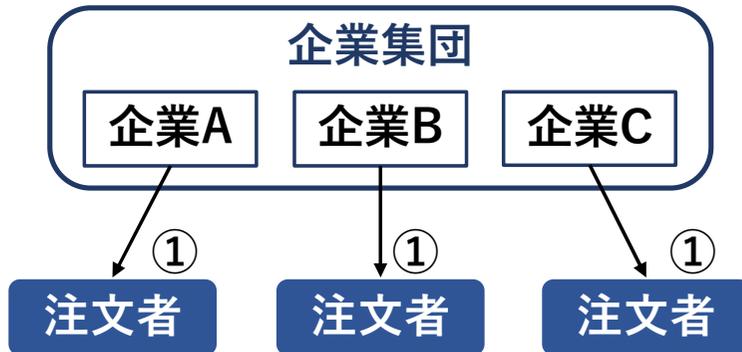
企業集団の要件等	共通	一の親会社とその連結子会社からなる企業集団（親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象）であること	
	建設業許可	親会社、連結子会社ともに許可の有無は問わない	親会社、連結子会社ともに許可が必要で、その連結子会社がすべて企業集団に含まれる
	経審	親会社、連結子会社ともに経審の有無は問わない	親会社又はその全ての連結子会社の、いずれか一方が経審を受けていない者であることが必要
	その他	国交省の事前確認不要	国交省の事前確認が必要 / 親会社又はその連結子会社が、既に即時配置可能型の対象となっていないこと



※ 出向者である技術者が配置される工事に、親会社、連結子会社、非連結子会社が下請負人として関わることはできない

⑦-3 企業集団制度の合理化②

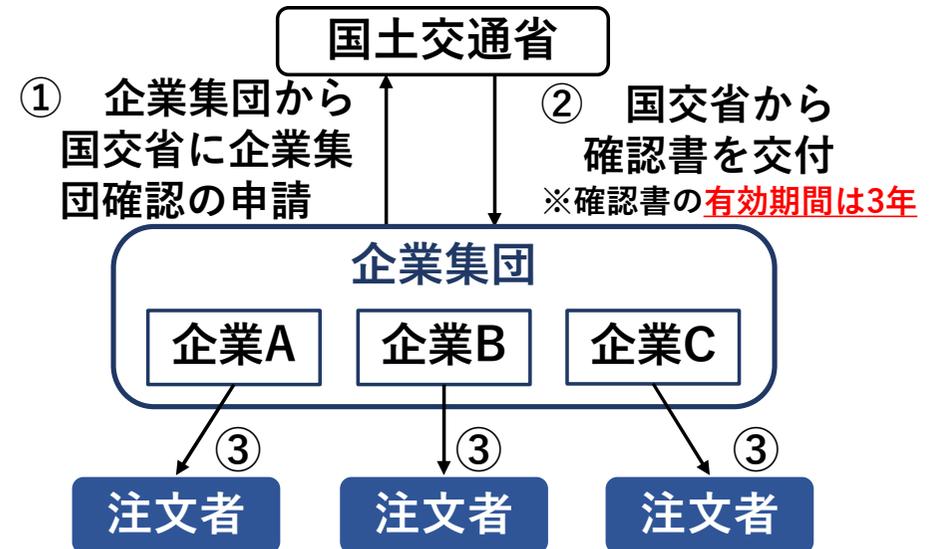
3ヶ月後等配置可能型



- ① 個別工事において、企業集団内の各企業が一定の企業集団内の企業であること等の確認ができるようにしておき、必要に応じ注文者に以下の関係資料の提出等を実施

- i) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類（健康保険被保険者証等）
- ii) 出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）
- iii) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す書類（有価証券報告書等）

即時配置可能型



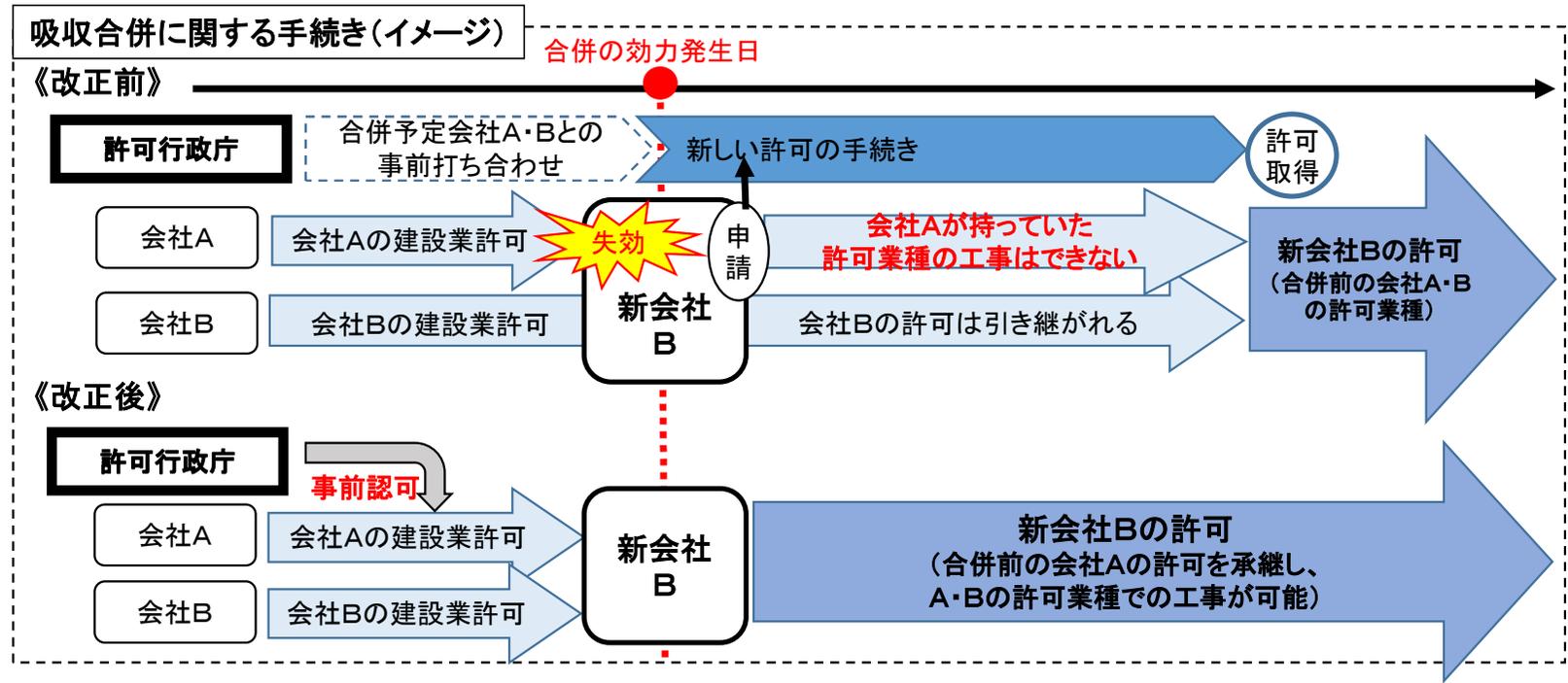
- ③ 個別工事において、企業集団内の各企業が必要に応じ注文者に以下の関係資料の提出等を実施

- i) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類（健康保険被保険者証等）
- ii) 出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）
- iii) 企業集団確認書（国交省交付のもの）
- iv) 施工体制台帳等（出向社員を監理技術者等として配置する建設工事について、当該企業集団構成会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認する。）

**(4) 持続可能な事業環境の確保
(建設業許可制度の合理化)**

① 合併・事業譲渡等の事業承継に関する認可の創設(建設業法、同法施行令、同法施行規則の改正)

法人の合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築し、合併等の効力発生の日に建設業者としての地位を承継できることとする。



【参考】事業承継認可件数

- 令和2年度 203件 (内訳: 譲渡及び譲受け 147件、合併 22件、分割 10件、相続 24件) (※施行日から半年間の実績)
- 令和3年度 1,127件 (内訳: 譲渡及び譲受け 947件、合併 58件、分割 41件、相続 81件)
- 令和4年度 1,135件 (内訳: 譲渡及び譲受け 961件、合併 62件、分割 32件、相続 80件)
- 令和5年度 957件 (内訳: 譲渡及び譲受け 798件、合併 65件、分割 35件、相続 59件)

出典:国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について(令和6年3月末)」

② 経営業務管理責任者に関する規制の合理化(建設業法、同法施行令、同法施行規則の改正)

経営業務管理責任者がいないと許可が得られないとする規制を見直し、**事業者全体として適切な経営管理責任体制**を有することを許可要件とする。

【改正前】

- 常勤役員等のうち一人が、次のいずれかであることが必要。
- 許可建設業と同じ業種の建設業について、経営業務の管理責任者としての5年以上の経験を有する者
(例)役員、支店長、営業所長
 - 許可建設業と同じ業種の建設業について、経営業務の管理責任者に準ずる地位(役員に次ぐ職制上の地位)にあつて
 - ・5年以上経営業務を総合的に管理した経験を有する者
(例)執行役員
 - ・6年以上経営業務を補佐した経験を有する者
(例)経営業務全般について従事した経験を有する者
 - 許可建設業以外の業種の建設業について、経営業務の管理責任者としての6年以上の経験を有する者
(例)役員、支店長、営業所長
 - 許可建設業以外の業種の建設業について、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて6年以上経営業務を総合的に管理した経験を有する者
(例)執行役員

【改正後】

- 《パターン①》
常勤役員等のうち一人が、次のいずれかであることが必要。
(→ 改正前の経営業務管理責任者の要件とは異なり、経験について建設業の業種は問わない)
- 建設業(許可建設業と同じ業種か異なる業種かは問わない)について、経営業務の管理責任者としての5年以上の経験を有する者 (例)役員、支店長、営業所長
 - 建設業(許可建設業と同じ業種か異なる業種かは問わない)について、経営業務の管理責任者に準ずる地位(役員に次ぐ職制上の地位)にあつて
 - ・5年以上経営業務を総合的に管理した経験を有する者 (例)具体的な権限移譲を受けた執行役員
 - ・6年以上経営業務を補佐した経験を有する者 (例)経営業務全般について従事した経験を有する者
- 《パターン②》
次の2つを両方とも満たすことが必要。
- 常勤役員等のうち一人が、次のいずれかであること。
 - ・建設業(許可建設業と同じ業種か異なる業種かは問わない)の役員等として2年以上の経験を有し、かつ、役員又は役員に次ぐ職制上の地位における5年以上の建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務を担当する経験を有すること
 - ・建設業か否かは問わず役員等としての5年以上の経験を有し、かつ、建設業について2年以上の役員等の経験を有すること
 - 上記の役員等を直接に補佐する者として、次のすべてを満たす者(複数人での分担でも、一人での兼任でも可)を置くこと。
 - i) その会社で5年以上の財務管理の経験を有する者
 - ii) その会社で5年以上の労務管理の経験を有する者
 - iii) その会社で5年以上の業務運営の経験を有する者
- (例)・5年以上の会社役員経験
・うち、建設業での役員等の経験が2年以上
-

事業者全体として適切な
経営管理責任体制

【参考】パターン②による許可業者数累計(令和6年3月末現在)
122業者 (内訳:国土交通大臣許可 35業者、都道府県知事許可 87業者)

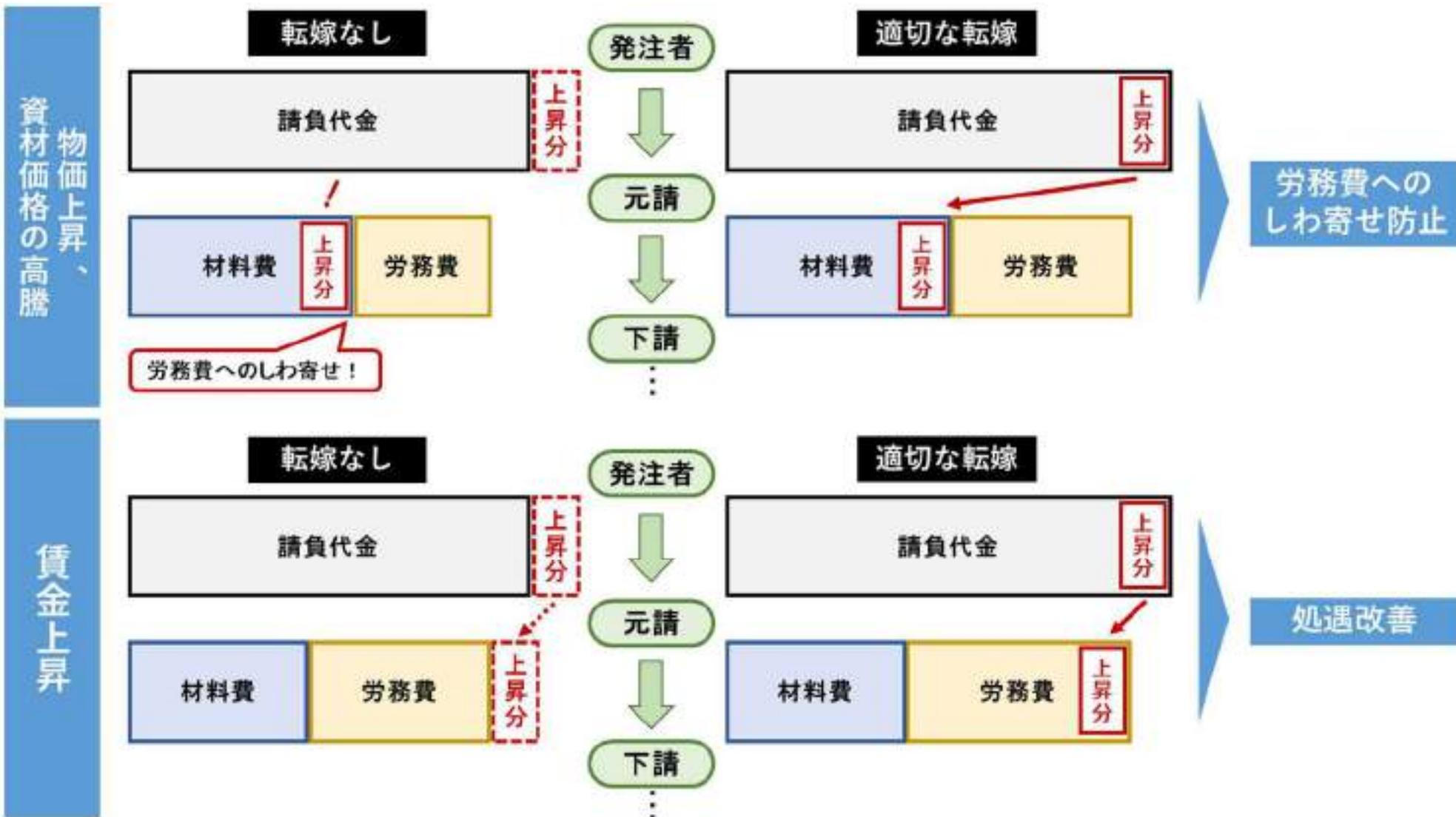
出典:国土交通省調べ

Ⅲ. 第三次・担い手3法について

- (1) 価格転嫁対策
- (2) 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ
- (3) 公共工事品確法・建設業法・公共工事入契法の一体的改正（令和6年6月）

(1) 価格転嫁対策

① 価格転嫁のイメージ



② パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議（令和3年12月27日）

開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしく御願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引き上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



出典：官邸HP

③ 価格転嫁円滑化に関する主な動き

令和3年12月27日 パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)

一部抜粋

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保**について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・公共工事のみでなく、**民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに**、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が**請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施**する。

令和4年2月16日 公正取引委員会が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがある行為を明確化

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

令和4年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」（公正取引委員会）

令和5年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（公正取引委員会）

令和5年11月29日 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房、公正取引委員会）

令和6年度「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（公正取引委員会）

④ 令和4年度 緊急調査(公正取引委員会)

緊急調査の概要

- 公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種（総合工事業含む）を選定し、独占禁止法Q&Aで明確化した独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれのある2つの行為に該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施。
- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在。この4,573社に、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社の発注者に対して、コストの転嫁状況等について書面調査を実施した。
- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査を306件実施した。
- また、令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、個別の発注者に対しより詳細な個別調査を実施した。
- 個別調査の対象とした発注者の取引先について、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間を調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q&Aで明確化した独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれのある2つの行為が行われている取引先を個別に調査した。

価格転嫁の要請が滞っている可能性がある サプライチェーンの例(一部抜粋)



出典：公正取引委員会資料より抜粋

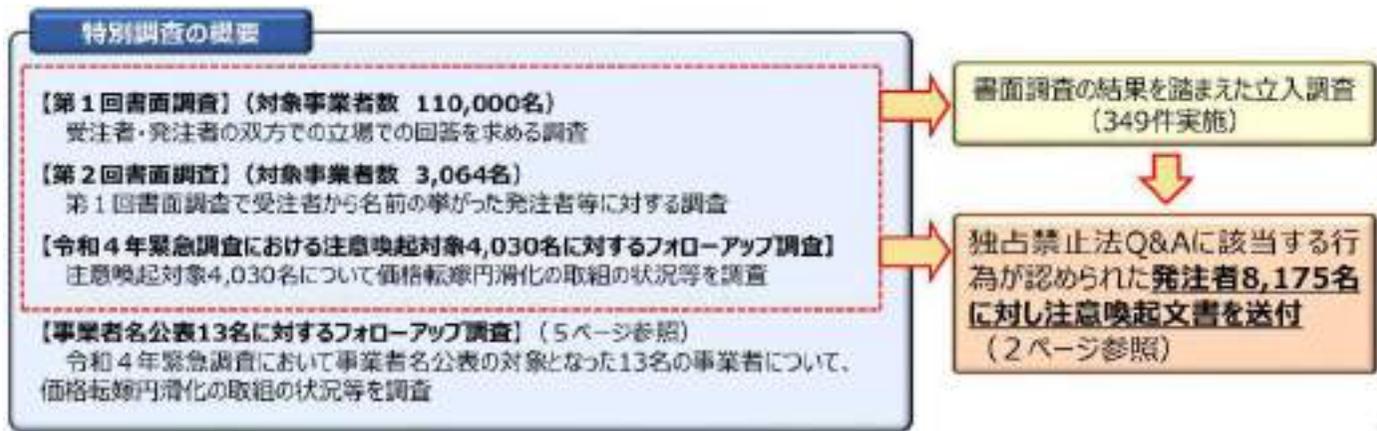
(注)受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

⑤ 令和5年度 特別調査(公正取引委員会)

特別調査の概要

○ 公正取引委員会は、令和4年の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査(令和4年緊急調査)等を踏まえ、令和5年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(特別調査)を実施。

○ 39業種(総合工事業含む)を中心に、事業者間取引における価格転嫁の状況、独占禁止法Q&Aに該当する行為の有無等を調査。



価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



出典:公正取引委員会資料より抜粋

これらのサプライチェーンにおいては多重下請構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる

⑥-1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会)①

本指針
の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

出典：内閣官房、公正取引委員会資料より抜粋

⑥-2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会)②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。**

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管すること**。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

出典：内閣官房、公正取引委員会資料より抜粋

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A(公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」(令和4年度調査)**を、**令和5年度に「特別調査」(令和5年度調査)**を実施。主な取組は次のとおり。
 - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、**独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。**
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、**令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁交渉指針)を策定・公表。**
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として「**令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」(令和6年度調査)を実施。

⑦-2 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（9ページ参照）。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
（369件実施）

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（8ページ参照）。

- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った。②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

⑧ コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」〈抜粋〉

(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- **買上げ・価格転嫁対策**（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、**国土交通省**、厚生労働省）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、**取引適正化の取組を進める。**
 - 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
 - アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に関する事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

⑨ 適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を適切に設定すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時**に行うこと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加**等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(商省の連携により発出)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

⑩ 建設工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項）

◎ 公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 **特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

6 **予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ 民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 **契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。**

六 **長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でない認められるとき。**

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

⑪ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針) 変更の概要

令和4年5月20日
一部変更閣議決定

適正化指針とは 入契法[※]に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- i) 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務。また、建設発生土の適正処理を推進する必要。
- ii) 資材等の価格高騰への対応のため、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要。
- iii) そのほか、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要。

変更のポイント

I. 復旧・復興JV、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として復旧・復興JVを追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、
 - ・ 予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記
 - ・ 設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記

II. 適切な契約変更

- 契約変更の必要性が生じる事情の例示に資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等を明記

III. その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、低入札価格調査基準等を適正な水準で設定することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、国・発注者によるCCUS活用促進の取組について追記

⑫ 「建設業法令遵守ガイドライン」改訂(令和4年8月・令和5年6月※)の概要 CITIO 登録財団法人 建設業適正取引推進機構

※ 最新は、令和6年12月の建設業法令遵守ガイドライン(第11版)

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

原材料費、労務費、エネルギーコスト等(以下「原材料費等」という。)の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について元請負人が下請負人からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合

上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3又は第19条の5に違反するおそれがあるほか、同第28条第1項第2号(建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき)に該当するおそれがある。

(1) 原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要。

(2) 元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

(3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ

⑬ 価格交渉促進月間(2024年9月)フォローアップ調査の概要

調査概要

原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。

成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

出典：中小企業庁資料

建設

直近6か月間における価格交渉の状況



① 発注企業から、交渉の申し入れがなく、価格交渉が行われず。
② 発注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③ コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業から申し入れを回避した。
④ コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業から申し入れを回避した。
⑤ コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業から申し入れを回避した。
⑥ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦ 発注企業が市場価格に随動して自動的に決定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業から申し入れを回避した。
⑧ 発注企業が市場価格に随動して自動的に決定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨ 入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業から申し入れを回避した。
⑩ 入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑪ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業から申し入れを回避した。
⑫ コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑬ コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、発注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況(コスト全般)



転嫁率：50.3%

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 材料費・人件費が高騰している状況を踏まえ、発注側企業から価格改定の打診があり、価格引き上げとなった。
- 国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」資料に基づく適正価格及び必要経費を提示して交渉し、ほぼ満額の回答をもらった。
- ▲労務費が高騰していることを、物価指数と照らし合わせ、資料を持参して交渉したが、回答すらもらえなかった。
- ▲価格交渉を申し出たが、「自助努力で解決してください」「他の業者に発注する」「受注量が減る」などと言われ、交渉を拒否された。

⑭ 発注者と建設業者とのパートナーシップ(内閣総理大臣発言)

CITIO 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

参議院 予算委員会(令和6年4月24日)(抄)

構造的な賃上げを実現するには、発注者と建設業者とがパートナーの関係にあるとの意識の下、発注者を含め、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させていく、こういった必要があると認識をしています。

このために、公共工事、民間工事を問わず、国が適正な労務費の基準を示し、これを著しく下回る見積りや契約を禁止するとともに、資材高騰が顕在化した場合の適切な転嫁によって労務費へのしわ寄せを防止する取引ルールを定め、これらについて発注者を含めた当事者間において遵守するよう促す法案、これを今国会において提出をしているところです。

…官民連携して社会課題を克服していく新しい資本主義の考え方に基づいて、適正な価格転嫁が可能な環境を整備し、…発注者の意識改革に取り組み、そして建設業の担い手確保、そして持続的な発展、これにつなげていきたいと考えております。

参議院 本会議(令和6年12月4日)(抄)

建設業はインフラ整備や災害時の応急対策などを担う地域の守り手であり、今後もその役割を果たしていただかなければなりません。

このため、安定的、持続的な公共投資を推進いたしますとともに、適正な労務費の確保や価格転嫁、働き方改革、生産性向上を促進することなどにより、担い手の確保に取り組んでまいります。



出典:
国土交通省資料

(2) 中央建設業審議会・社会資本整備審議会
基本問題小委員会中間とりまとめ

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

- 座長 楠 茂樹 上智大学法学部 教授
- 榎並 友理子 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業統括部長
- 恵羅 さとみ 法政大学社会学部 准教授
- 大森 有理 弁護士
- 西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科 准教授
- 原 昌登 成蹊大学法学部 教授
- 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

- 建設資材価格の変動への対応
 - ・資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など
- 建設技能者の処遇改善
 - ・技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
 - ・賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
 - ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度		
8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

出典：国土交通省資料

② 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

➤ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

➤ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

➤ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

➤ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

➤ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➤ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

➤ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

➤ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3(不当に低い請負代金)違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

③ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会(令和5年審議)

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

委員

(学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
岸上 恵子(公認会計士)
楠 茂樹(上智大学法学部教授)
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

(受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

(発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
松島 進(東京都建設局企画担当部長)
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

スケジュール

- 5月22日 第1回会議 基本問題小委員会における検討内容について
- 6月29日 第2回会議 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について
- 7月27日 第3回会議 教育関係者からのヒアリング等
- 8月23日 第4回会議 これまでの議論の整理と対応の方向性について
・請負契約の透明化による適切なリスク分担
・適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
・魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
中間とりまとめ(案)について
- 9月8日 第5回会議 中間とりまとめ(案)について
- 9月19日 中間とりまとめ



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

出典：
国土交通省資料

④ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（概要）

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

- ✓ 持続可能な建設業の発展には、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ そのためには、資材価格高騰や時間外労働規制への対応等、現下の課題に対処しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下、適切に建設工事が実施される環境を整備していくことが必要。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法の改正も視野に早急に講じるべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供の義務化**
 - ・見積もり時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間での誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に、受発注者・注文者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への**勧告等**
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に民間事業者を含める
 - ・**不適切な契約是正のための組織体制を整備**

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における**不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者が労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等の専任制度**等の合理化

出典：
国土交通省資料

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

(3) 公共工物品確法・建設業法・公共工事入契法の
一体的改正（令和6年6月）

① 第三次・担い手3法(公共工物品確法・建設業法・公共工事入契法の一体的改正)について

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像				
<p>インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正</p>				
		<p>議員立法 公共工物品質確保法等の改正</p>		
		<p>政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正</p>		
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保 	
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用(変更契約) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議 ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 		
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用(データ活用・データ引継ぎ) ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 		
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入) 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工物品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) ・誘導的手法(理念、責務規定) ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ(ボトムアップ) ・規制的手法など 	
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 		

出典：
国土交通省資料

② 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部改正(概要)【令和6年6月19日公布】

背景・必要性 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保 働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	地域建設業等の維持 適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	生産性向上 新技術の活用促進、技術開発推進
---------------------------------------	--	---------------------------------

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

- 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善**

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

 - ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
 - ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

 - ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
 - ・能力に応じた適切な処遇の確保
 - ・適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止
※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

 - ・担い手中長期的な育成・確保に必要な措置の実施
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
 - ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
 - ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討
- 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備**

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

 - ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

 - ・災害対応経験者による被害把握
 - ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
 - ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映
- 3. 新技術の活用等による生産性向上**

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

 - ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ連携等）
 - ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

 - ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進
- 4. 公共工事の発注体制の強化**

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

 - ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
 - ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

 - ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
 - ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保 ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

③ 建設業法及び公共工事入札契約適正化法の一部改正(概要)(令和6年6月14日公布)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より資金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の資金と労働時間
 建設業 417万円/年 2,022時間/年
 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (▲3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ

労働者へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁

働き方改革 労働時間の適正化

生産性向上 現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

R6.12.13施行

R6.9.1施行

R7.12まで施行

R7.12まで施行

R6.12.13施行

R6.12.13施行

R7.12まで施行

R6.12.13施行

R7.12まで施行

R6.12.13施行

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 - 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
 - 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - 若しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
 - 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
 - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**

R7.12まで施行

R6.12.13施行

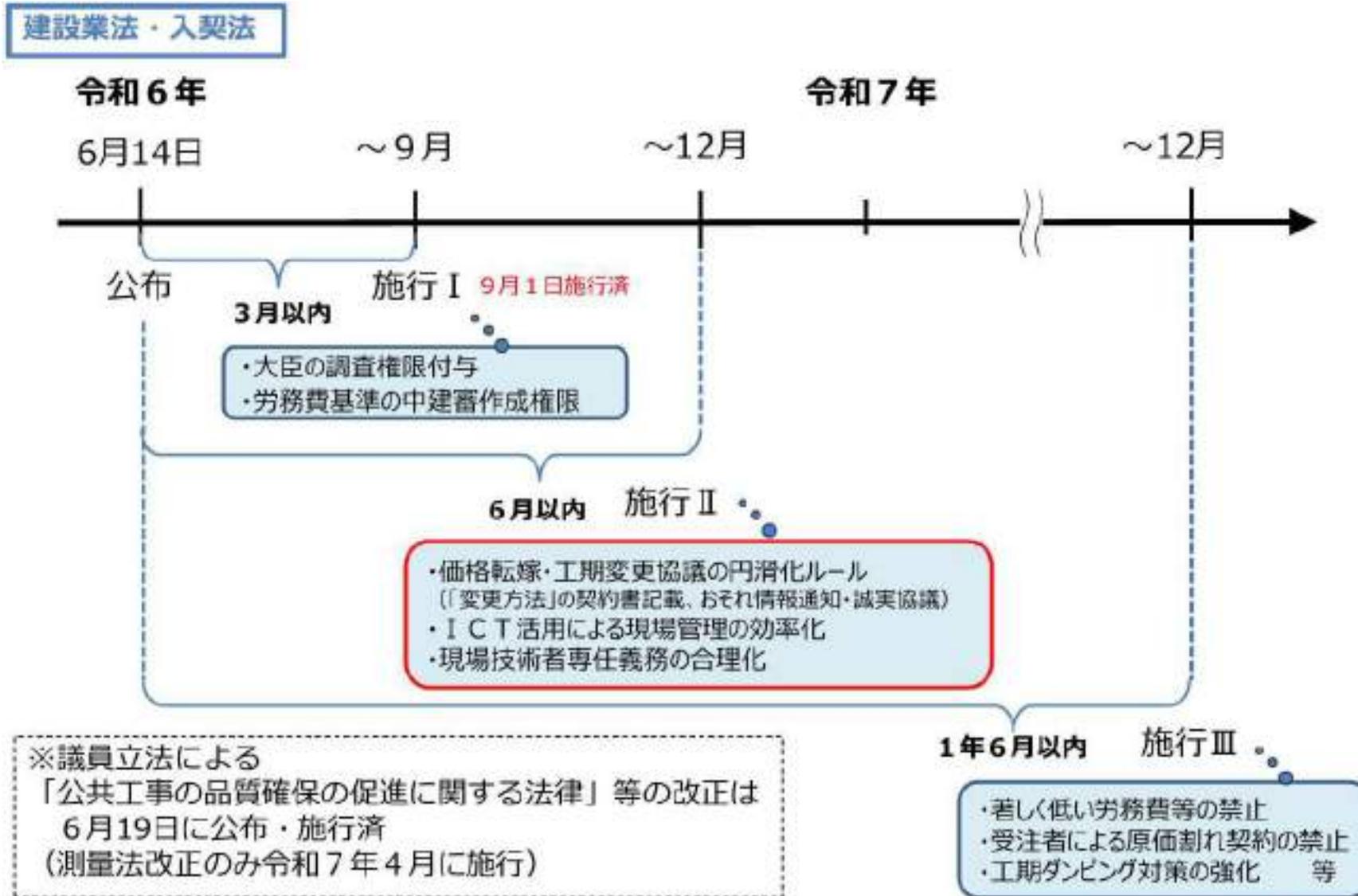
3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
 - 工期ダンピング対策を強化(若しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
 - 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
 - 国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
 - 特定建設業者や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化**(多くの下請業者を使う建設業者)
 - 公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

タブレットを用いて情報共有を円滑化

④ 施行時期について(建設業法・入契法)



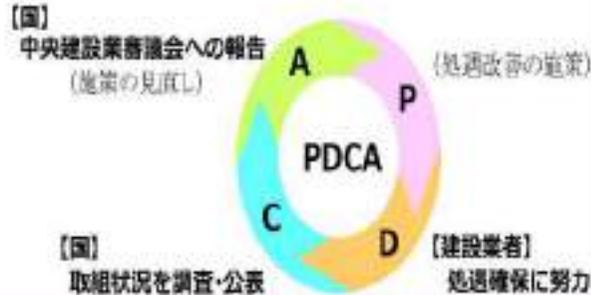
出典：国土交通省資料

⑤-1 労働者の処遇改善①

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、**中央建設業審議会に報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

○ **著しく低い労務費等**による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者等)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

(1) 関係
(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)
第25条の27

2 **建設業者は**、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の**労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない**。
【令和6年12月13日施行】

(2) 関係-1
(中央建設業審議会の設置等)
第34条

2 中央建設業審議会は・・・建設工事の工期及び**労務費に関する基準を作成し**、並びにその実施を勧告することができる。
【令和6年9月1日施行】

(3) 関係
(不当に低い請負代金の禁止)
第19条の3

2 **建設業者は**、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その**請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない**。
【令和7年12月までに施行】

出典：
国土交通省資料

⑤-2 労働者の処遇改善②

(2) 関係 - 2

(建設工事の見積り等)

第20条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費**及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「**材料費等**」という。）その他当該建設工事の施工のために**必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書**（以下この条において「**材料費等記載見積書**」という。）**を作成するよう努めなければならない。**

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する**材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第19条第1項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。

4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る**材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるもの**とし、**建設業者は**、建設工事の**注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。**

6 建設工事の**注文者は**、第4項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第1項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）**に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

【令和7年12月までに施行】

⑤-3 建設業者の責務、取組状況の調査等

処遇改善

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 R6.12.13施行

- 適正な労務費等（※）の確保と行き渡り（**著しく低い労務費等**による見積り提出や見積り依頼を**禁止**） R7.12まで施行
 - ※施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの
- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止** R7.12まで施行
 - ※（現行）**注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

国による取組状況の調査等

R6.9.1施行

R6.9.1施行

建設Gメン(※)の調査等

- ◆ 建設Gメンの現地調査や書面調査を通じ、**労務費の見積り実態や価格交渉の実情**など、請負契約の**実態を把握**
- ◆ 不適当な取引行為に対しては**改善指導を行い、取引の適正化**を図るとともに、必要に応じて、許可行政庁による**強制力のある立入検査等**を実施。



※「建設Gメン」は、建設工事の請負契約の締結状況をはじめ、改正法第40条の4に規定する事項の調査を行う。本省・地方整備局等の職員により構成（R6時点：135名）

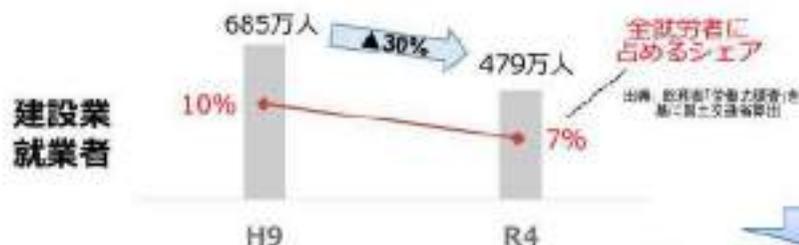
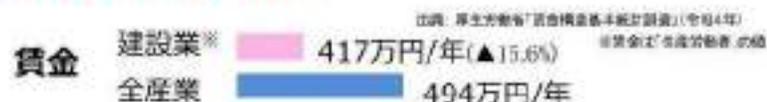
中央建設業審議会への報告

- ◆ **国（建設Gメン）は、建設業者の取組状況を調査・公表、中建審に報告**
- ◆ 制度的に対応すべきものについては、**中建審で改善策を講じ、施策のスパイラルアップ**を図る。

⑤-4 適正な労務費(賃金原資)の確保・行き渡り

建設業界の状況

- 建設業は、他産業より賃金が低いこと等により、担い手の確保が困難



- 技能労働者への適正な賃金支払いのため、技能者を雇用する下請業者への労務費の行き渡りが必要。
- 一方、労務費は材料費よりも削減が容易、労務費の相場が分かりづらい等の事情により、請負契約において適正な労務費が確保されづらい。



請負契約に係る新たなルールの導入

- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成(建設業法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した者は、法律上、勧告・処分の対象とする。

- ✓ 「建設Gメン」が、個々の請負契約を実地調査し、改善指導を行うことにより、改正法の実効性を確保。
- ✓ 必要に応じて、許可行政庁による強制力のある立入検査等を実施



出典：国土交通省資料

⑤-5 労務費の基準に関するWG

「労務費に関する基準」を中央建設業審議会が作成・勧告

- 労務費の基準に関するワーキンググループ（令和6年9月設置）
 - ▶ 労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討

基本方針概要

目的

- ・ 契約当事者間での価格交渉時に参照できる相場観として機能させる

活用 ・ 運用

- ・ 活用方法を分かり易く示し、見積・契約時の業界慣行としていく
- ・ 支払のコミットメントや調査等の手段も用いる
- ・ 取組の実施状況の調査の実施、規制的手法（指導監督、勧告公表等）も用いる
 - ルールの浸透・定着
- ・ 公共・民間を問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算する
 - 技能者を雇用する事業者まで行き渡る水準で設定

作成

- ・ 中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様とする
 - 技能者の職種ごとに、単位施工量（1t、1m³）当たりの金額設定を基本
- ・ 生産性の部分での競争の余地を残す
- ・ 基準公表後も必要に応じ修正を加える
- ・ 全てを同時にではなく、職種別に、順次検討を進める

スケジュール

- 第1回 R6.9.10
- 第2回 R6.11.6
- 第3回 R6.12.26

・
・

令和7年11月頃まで
に勧告（予定）

⑤-6 労務費確保に向けた見積り及び契約に関する措置

○ 「著しく低い労務費」を禁止し、適正水準の労務費で見積り・契約しても、他の経費が大幅に削減され、総価では原価割れとなれば、**実質的には適正な労務費が確保されない**のと同じ。

⇒ 労務費「単体」を対象とした規制と併せて、「総価」での原価割れを禁止することとした。

○ 一方、総価での原価割れだけを禁止しても、労務費が適正水準で見積り・契約されていないければ、**適正な水準の労務費を行き渡らせることは困難**。

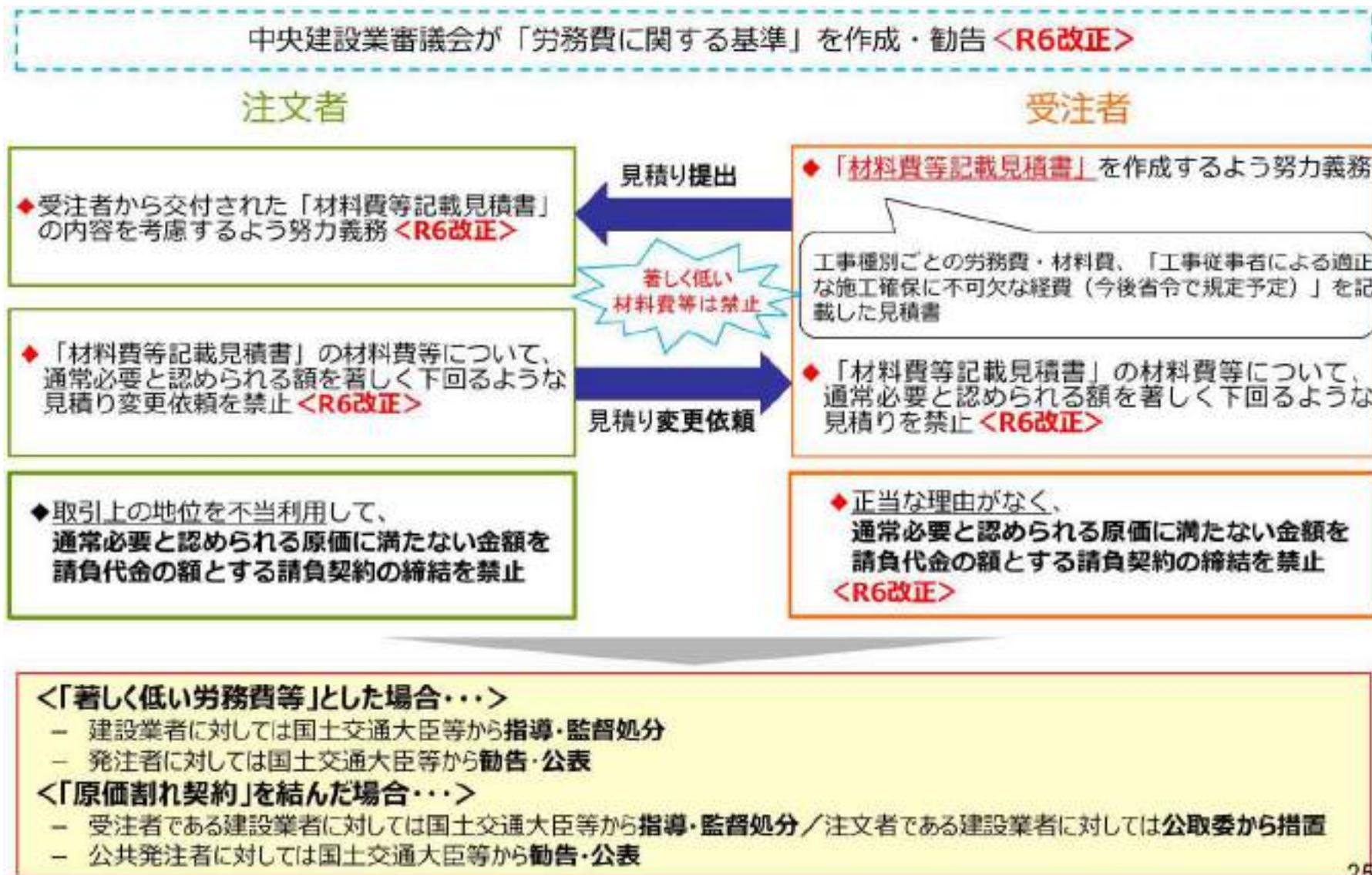
⇒ 労務費について、総価という積算の「結果」への規制だけでなく、見積書の作成・調整の「プロセス」を規制することで、適正水準の確保を確実にする必要。



見積り ～契約	労務費（賃金原資）の確保と行き渡り 著しく低い労務費等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止
+	
契約 段階	不当に低い請負代金の禁止 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止

➡ **技能者への賃金の確実な行き渡り**

⑤-7 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止(まとめ)

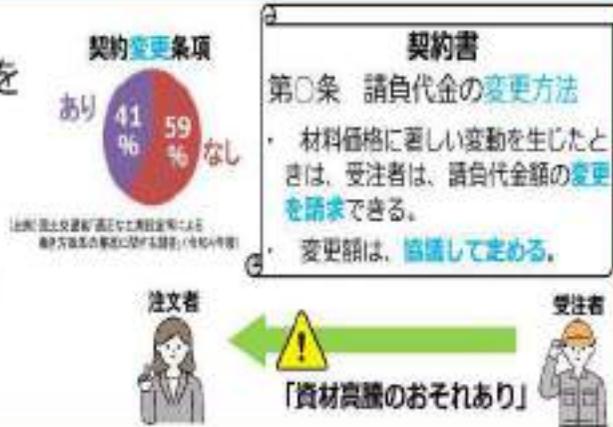


⑥-1 資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項として明確化

○ 受注者は、資材高騰の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

出典：
国土交通省資料

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(建設工事の請負契約の内容)

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

【令和6年12月13日施行】

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第20条の2

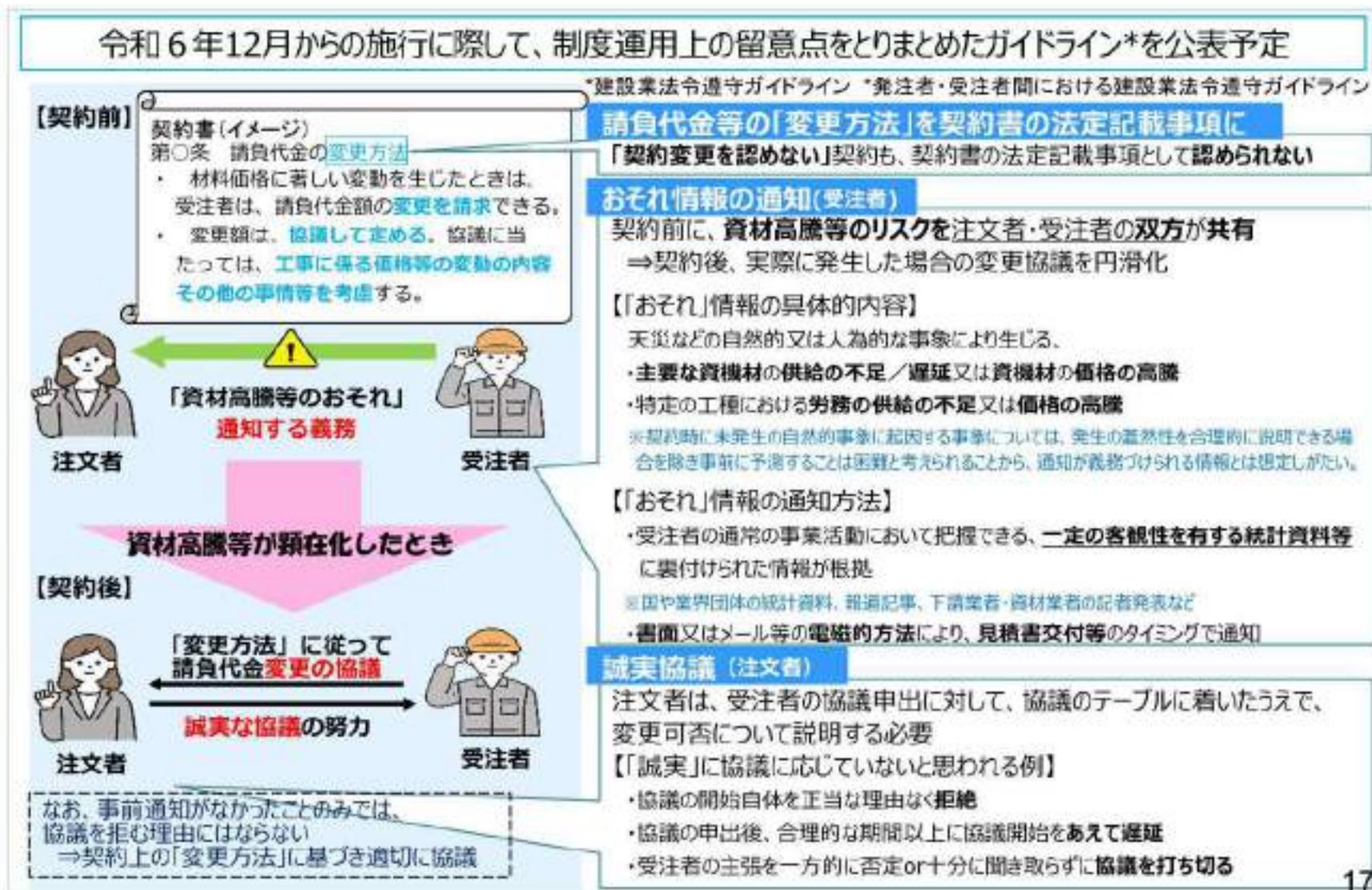
2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすもの**として国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第19条第1項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。

【令和6年12月13日施行】

⑥-2 価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細



⑥-3 建設業法令遵守ガイドライン

- 「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すこと**により、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成19年6月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

建設業法令遵守ガイドラインの内容

R6.12改定箇所

1. 見積条件の提示等（法第20条第4項、第20条の2）
2. 書面による契約締結（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. 著しく短い工期（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. 不当に低い請負代金（法第19条の3）
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 赤伝処理（法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）
10. 下請代金の支払（法第24条の3、第24条の6）
11. 長期手形（法第24条の6第3項）
12. 不利益取扱いの禁止（法第24条の5）
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（法第40条の3）

関係法令の解説

- 14-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 14-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 14-3. 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 14-4. 建設工事で発生する建設副産物について
- 14-5. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「**価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「**変更しない**」あるいは「**変更を認めない**」のように、**協議を前提としない**規定である場合には、**建設業法第19条第1項に違反**する。



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触**するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする**工請契約を締結**した場合には、**建設業法第19条の5に違反**する。



下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった**場合には、**建設業法第19条の3に違反**する。

元請・下請間だけでなく、**取引全体の発注者・受注者が取引適正化に向けた取り組みを行うことが重要**であり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。（平成23年8月策定、令和6年12月改定）

⑥-4 受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」は、発注者と受注者の関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としている（平成23年8月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

受発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容 R6.12改定箇所

1. **見積条件の提示等**（法第20条第4項、第20条の2）
2. **書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. **著しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. **不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 支払（法第24条の3第2項、第24条の6）

関係法令の解説

- 10-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 10-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 10-3. 建設工事で発生する建設副産物について
- 10-4. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



発注者及び受注予定者が、**工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある**と認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「**価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「**変更しない**」あるいは「**変更を認めない**」のように、**協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反する。**



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする**下請契約を締結した場合には、**建設業法第19条の5に違反する。**



受注予定者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い※、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった**場合には、**建設業法第19条の3に違反する。**
※受注予定者が当該通知をしていなかったものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む

⑦-1 働き改革と生産性向上①

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(国土交通省「働き方改革による生産性向上の促進に関する調査」(令和4年度))

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」
を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

①関係

(著しく短い工期の禁止)

第19条の5

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【令和7年12月までに施行】

②関係

前頁掲載の「第20条の2」を参照

【令和6年12月13日施行】

⑦-2 働き改革と生産性向上②

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者[※]や公共工事受注者に対し、

効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

出典：
国土交通省資料

①関係一 1

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合すること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

4 前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理技術者が各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行つたとしてもその適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

【令和6年12月13日施行】

⑦-3 働き改革と生産性向上③

①関係 - 2

(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)

第26条の5 **建設業者は**、第26条第3項本文に規定する建設工事が**次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には**、第7条(第二号に係る部分に限る。)又は第15条(第二号に係る部分に限る。)及び同項本文の規定にかかわらず、その**営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について**、営業所技術者にあつては第26条第1項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該**主任技術者又は同条第2項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。**

- 一 **当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事**であること。
 - 二 当該建設工事の**請負代金の額が政令で定める金額未満**となるものであること。
 - 三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該**営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項**に関し国土交通省令で定める**要件に適合する**ものであること。
 - 四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第1項に規定する**職務**(次項において「営業所職務等」という。)を**情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置**として国土交通省令で定めるものが**講じられる**ものであること。
- 2 **前項の規定は、同項の工事現場の数が**、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして**政令で定める数を超えるときは、適用しない。**
- 3 第1項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条5五項の講習を受講したものでなければならない。

【令和6年12月13日施行】

②関係

(建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置)

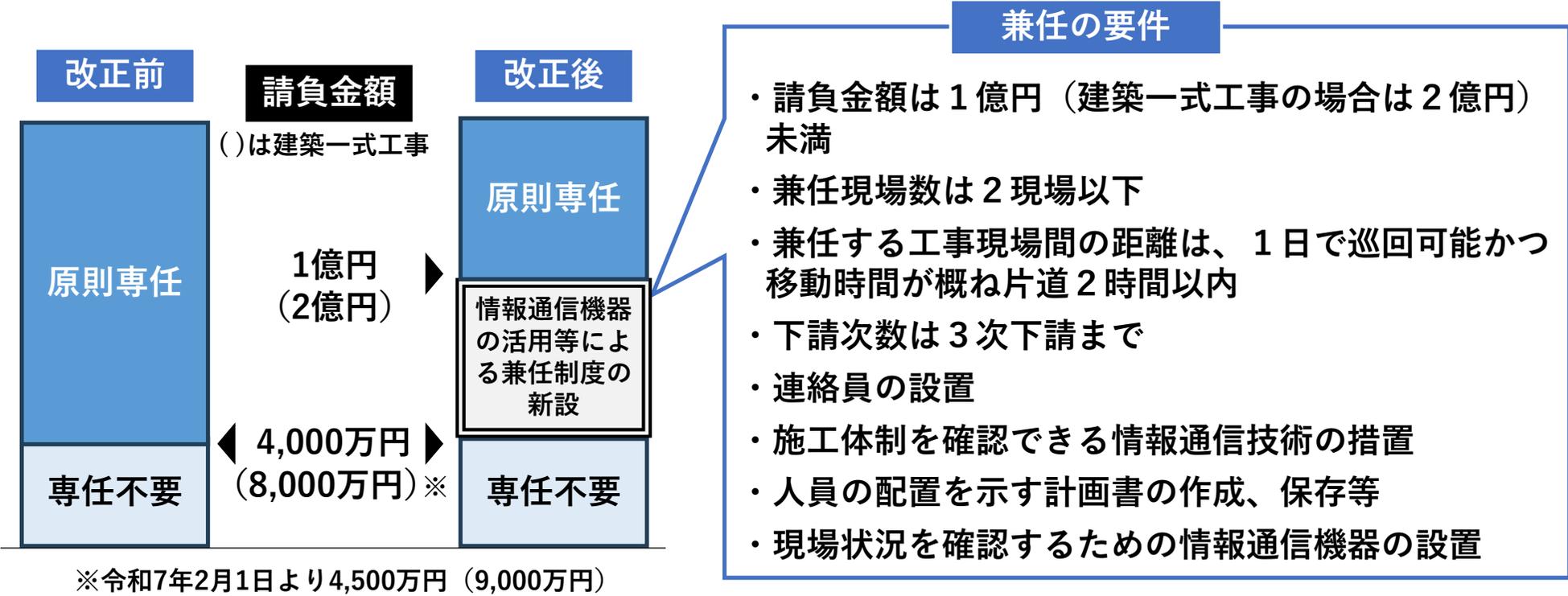
第25条の28 **特定建設業者は**、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な**情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

- 2 **発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は**、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、**当該下請負人の指導に努めるものとする。**
- 3 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

【令和6年12月13日施行】

⑦-4 現場技術者の専任の合理化(専任現場の兼任)

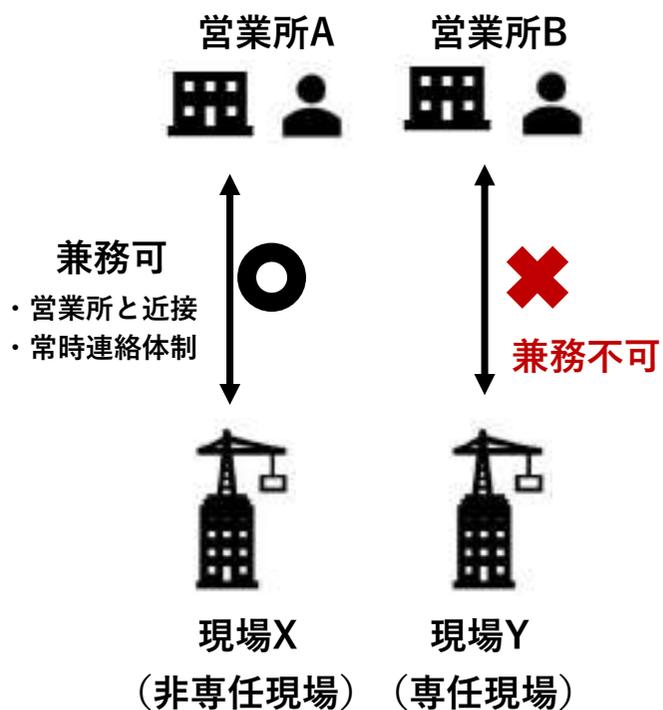
- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



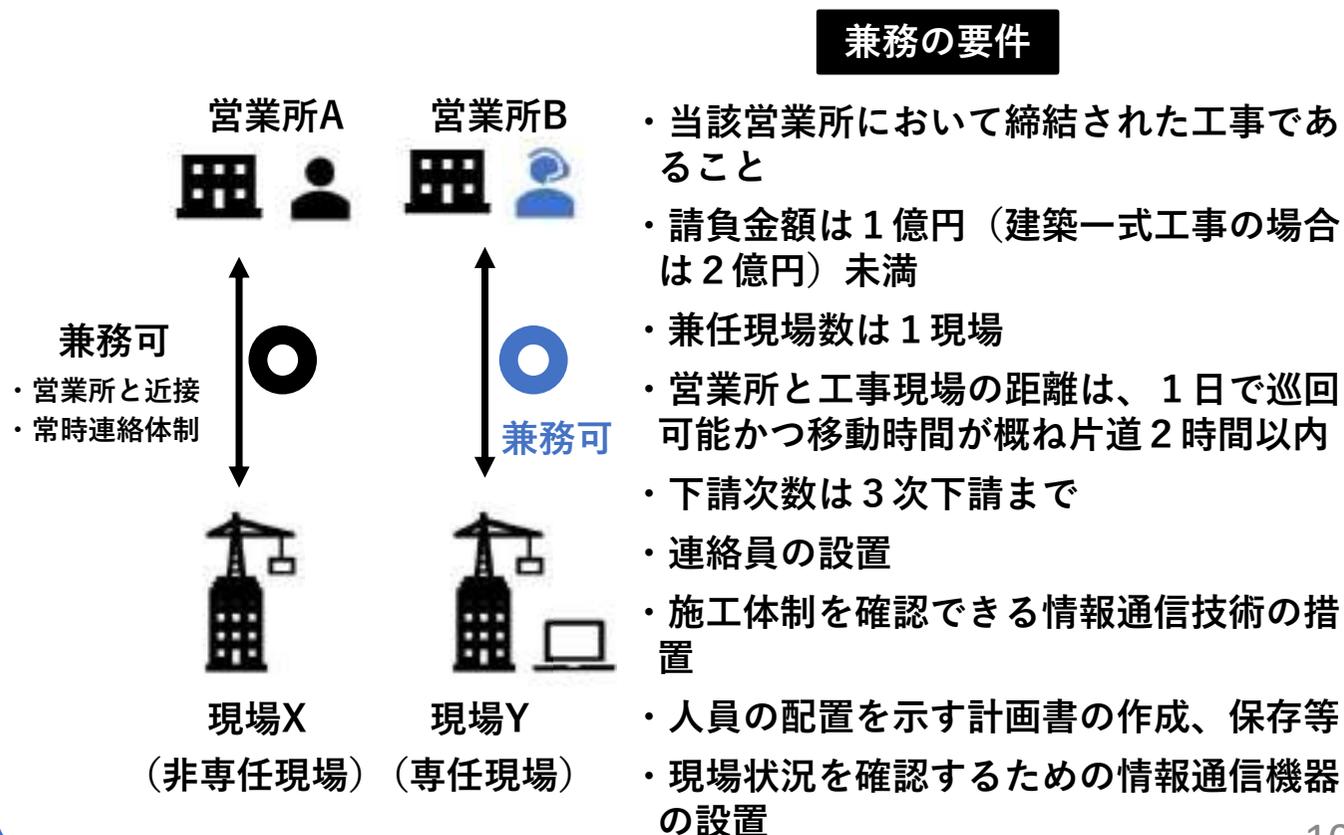
⑦-5 現場技術者の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

- 営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）

改正前



改正後



⑦-6 監理技術者の配置が求められる工事等の金額要件の見直し

(令和7年2月施行)

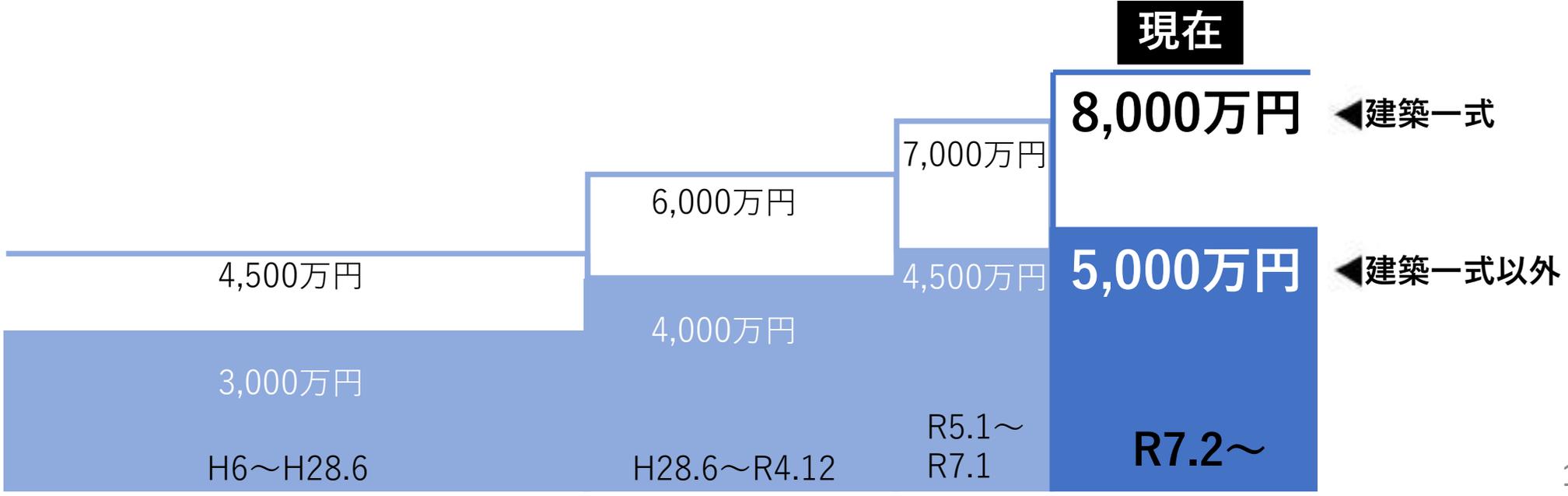
建設業法

第3条第1項 第2号 特定建設業の許可
 第26条第2項 監理技術者の配置が求められる工事
 第24条の8第1項 施工体制台帳、施工体系図を作成しなければならない工事

建設業法施行令

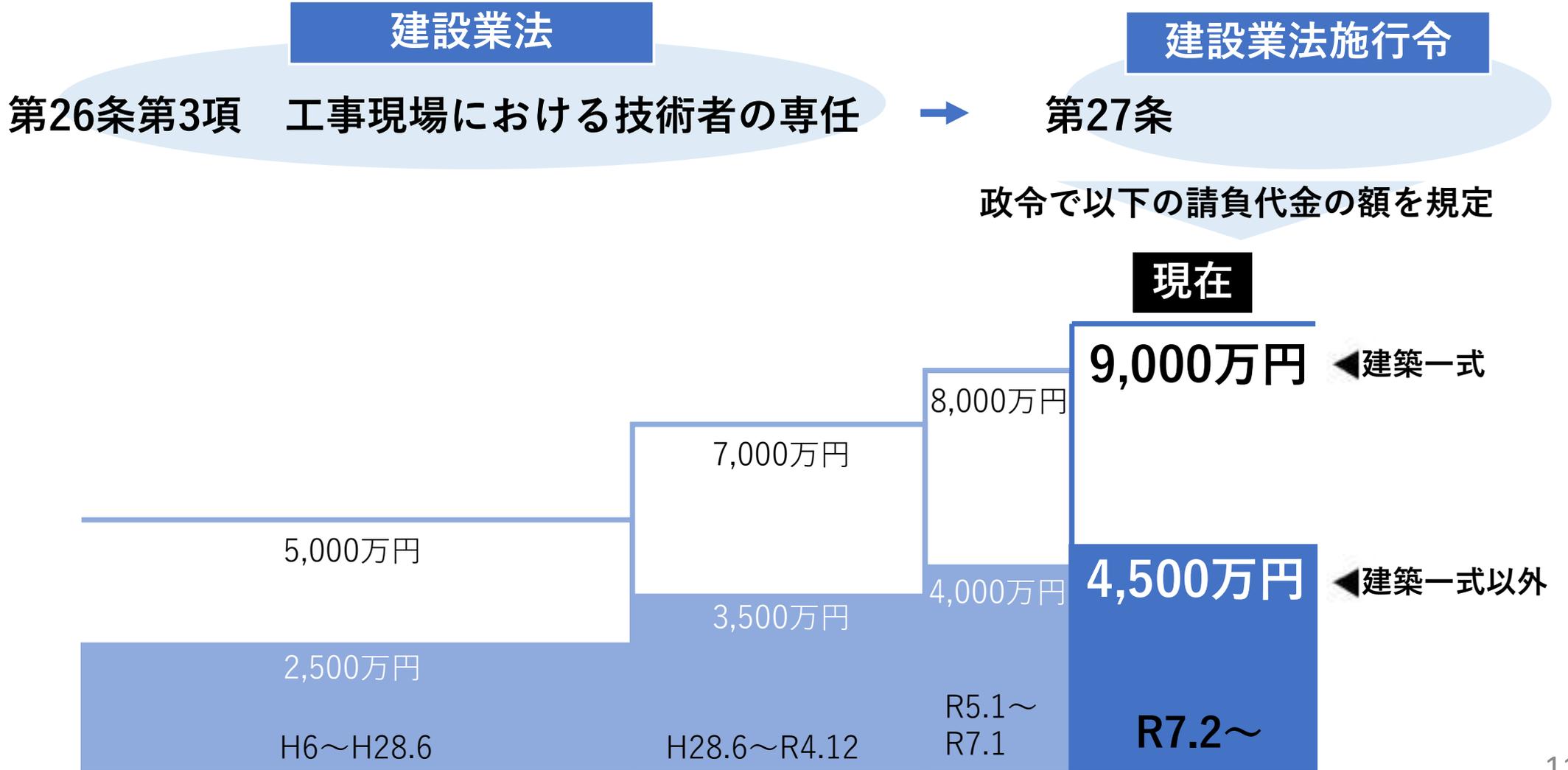
第2条
 第7条の4

政令で以下の請負代金の額を規定



⑦-7 現場技術者の専任を要する請負代金額の見直し

(令和7年2月施行)



⑦-8 ICT指針(情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction 2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



出典：
国土交通省資料

⑦-9 ICT指針の構成

第1 本指針の基本的考え方

1 背景

2 本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

3 本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底 等

4 建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ

第2 工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

1 工事施工の管理に関する法令等による規定

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

(1) 施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化 等

(2) CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進 等

(3) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減 等

(4) 電子入札・電子契約の積極的活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用 等

(5) 公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用 等



◆橋梁下部工事、工期：約1.4ヶ月 全体約360cm



第3 工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

1 ICT活用において留意すべき観点

- ① 工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化
- ② 工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択
- ③ 下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進
- ④ ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上
- ⑤ データ連携による総合力の発揮

2 ICT導入の具体例

- ① ドローン
- ② トータルステーション
- ③ 3Dスキャナ
- ④ BIM/CIM
- ⑤ ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ
- ⑥ 電子小黑板
- ⑦ 建設用ロボット等



ドローン



3Dスキャナ



BIMモデルの活用



【ICT指針事例集（抜粋）】

出典：
国土交通省資料

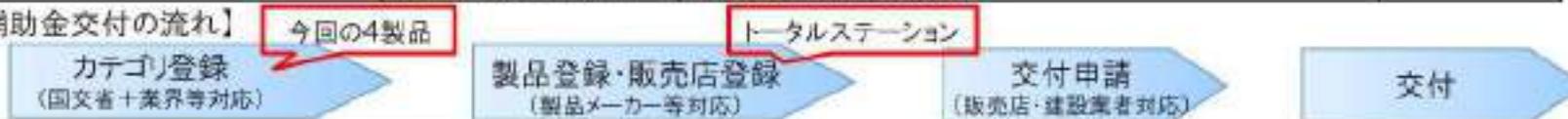
⑦-10 建設業におけるICT導入・活用促進のための支援措置(R6.12月現在) CITIO 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

- 建設業の持続可能性を確保するためには、建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組を行うことが待ったなしの課題
- 特に中小建設業者によるICT化を促すため、「中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)」の補助対象(カタログ)に、建設業において活用可能な4製品を新たに追加
⇒既に対象となっているトータルステーションを含む計5件がカテゴリ登録済に

中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

【補助金交付の流れ】



今回カタログに追加する4製品

機器名称	GNSS測量機	3Dレーザースキャナ	清掃ロボット*	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル
用途・機能	高精度測量を実施	測量や検査業務に必要な3次元データを取得	・自律走行で床を清掃 ・各種センサにより、人や障害物を回避しながら清掃可能	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備。
導入メリット	従来の米国GPSのみの電波は、障害物に弱く精度も高くないところ、各国衛星の電波活用により、障害物に強く精度が高い。	広範囲にレーザーを照射し、面的に対象物の空間位置情報を計測する。測量の回数が少なく、作業時間が短い。	従来、広大な建設現場をブラスや掃除機等で人力で清掃していたところ、清掃作業に係る省力化が可能。	設計データと現場状況をリアルタイムで比較し、最適な操作をサポートすることで、据剛精度向上、初心者も効率的に作業可能といったメリット。
活用が想定される主な場面	広範囲の測量を行う現場、複雑な地形の山間部	複雑な地形を伴う現場や視界が限られる都市部工事	各種建設工事の前準備	広範囲の掘削や複雑な地形で精密な施工が必要な現場
平均価格帯	数百万円程度	500万円～	数百万円程度	2000万円～3000万円

*今後も、建設業分野で活用可能な製品について、順次カタログに追加する予定

出典：
国土交通省資料

⑦-11 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**



<現行制度>
公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
①施工体制台帳の作成
②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

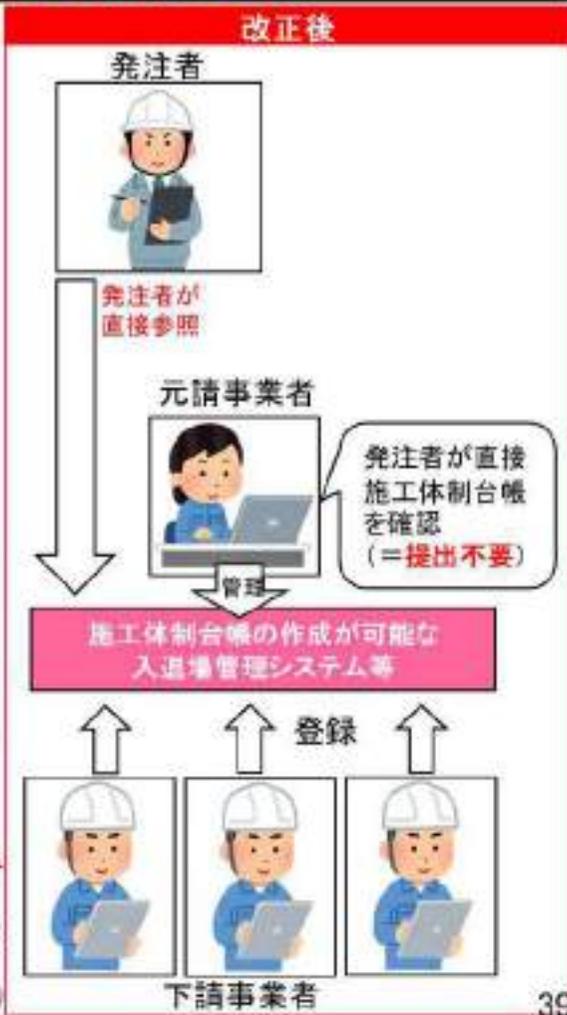
<制度見直しの背景>
元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

<見直し後の提出義務について>
・提出義務は存置
・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置※を講じている場合は、提出不要とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)



⑧ 改正法の実効性確保(建設Gメンによる監視体制の強化)

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

違反情報の収集

○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

○ 工期/下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

御清聴いただき、
ありがとうございました

